



平成26年11月6日

東久留米市長  
並木 克巳 殿

東久留米市社会福祉審議会  
会長 川村 匡由

答 申 書

(東久留米市地域福祉計画第3次改定について)

平成25年7月24日付け25東久福福発第439号をもって諮問の  
あった標記の件について、別紙のとおり答申します。

# **東久留米市地域福祉計画 第3次改定のあり方**

**平成26年11月**

**東久留米市社会福祉審議会**



## 【目次】

	ページ
第1章 計画の改定にあたって	1
第1節 計画改定の趣旨・背景	2
1 人口・世帯構造の変化	3
2 潜在する課題	5
(1) 地域生活にかかる課題	
(2) 就労をめぐる課題	
(3) 地域社会をめぐる課題	
(4) 子ども・子育てをめぐる課題	
(5) 障害者をめぐる課題	
(6) 高齢者をめぐる課題	
第2節 新たな支え合いとしての地域福祉の方向性	18
1 福祉課題の解決を地域が担う姿に（自助を支える互助の重要性）	18
2 制度の「谷間」への着目、福祉課題の「見える化」への対応（地域の視点の重視）	18
3 地域包括ケアの構築をめざす	19
第2章 東久留米市地域福祉の基本的な考え方	20
第1節 これからの10年に向けた「東久留米の地域福祉」の基本理念	20
第2節 本市における地域福祉のめざす取り組み	21
1 地域における「新たな支え合い」をつくりだす	21
2 「地域包括ケア」を推進する	23
(1) 暮らしと住まいの施策	
(2) 多様なニーズへの対応	
(3) 地域資源のネットワーク化とマネジメント	
(4) 本市の地域特性をふまえたしくみづくり	
3 生活困窮者自立支援法にもとづく取り組み	26
4 災害時等要援護者対策の推進	27
第3節 計画の位置づけ・性格	28
第4節 計画の期間と範囲及び構成	29
第3章 基本方針	30
第4章 新たな支え合いをめざす	31
第1節 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり	32
1 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成	32
第2節 地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ	34
第5章 地域の福祉課題に対応する	35
第1節 「支援付き地域」づくり	36
第6章 地域福祉を推進する公助の役割	37
第1節 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備	37
第2節 利用者への情報提供の充実	38
第3節 在宅療養の推進	38
第4節 生活自立支援施策の充実	38
第5節 災害時等要援護者対策（東久留米市災害時等要援護者避難支援計画）の推進	40
第6節 参加と交流の促進	42
第7節 福祉のまちづくりの推進	42
第7章 計画の推進のために	43
第1節 計画の進行管理	43
第2節 支え合いのしくみづくりの推進	43
第3節 国、東京都等の動向や様々な福祉課題への対応について	44



## 第1章 計画の改定にあたって

地域福祉は、だれもが住み慣れた地域社会で安心して暮らせるようにするため、参加と協働の考え方に基づいて、市民、福祉にかかる関係者、行政が地域社会の様々な福祉課題の解決に取り組むことを指します。

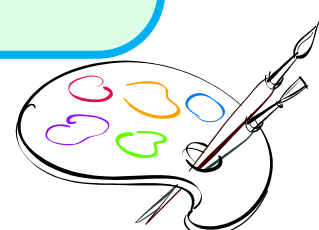
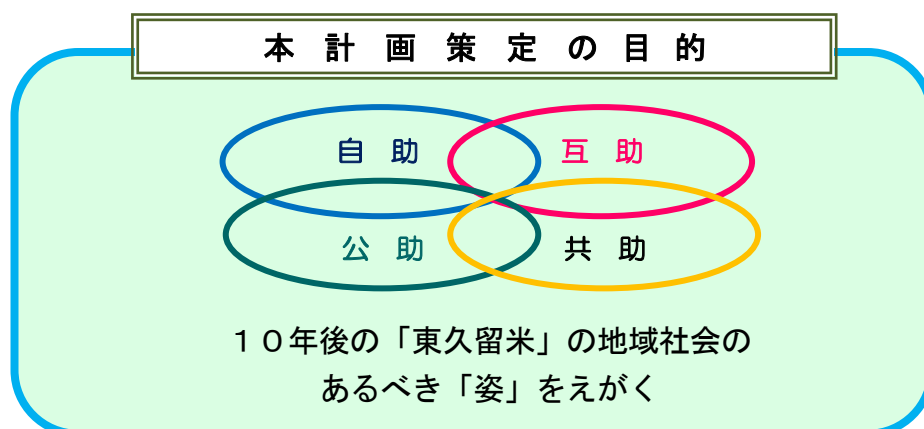
近年、社会・経済状況の大きな変化に伴い、これまでは福祉の対象とはなりにくかったホームレスといった社会的援護を要する人たちへの支援、ひきこもりや虐待といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。これらの課題は住民の生活の場である地域社会において生じており、公的な対応のみでは迅速な対応、解決へとつなげていくことが困難になりつつあります。

また、市民がこれらの課題を身近なものとして受け止め、参画と工夫の機会・経験を積み重ね、行政と協働して地域福祉として取り組んでいくことが重要です。

もとより、行政も「このまちに住み続けたい」、「地域のつながりを大切にしていきたい」という市民の思いを受け止め、よりよい地域社会にしていくための地域福祉施策がますます重要となっています。

そこで、今次の本市の「サンライトプランひがしくるめ（東久留米市地域福祉計画）第二次計画」の改定にあたり、おおむね10年後の2024（平成36）年度の本市における地域社会のあるべき姿をえがくことが求められています。

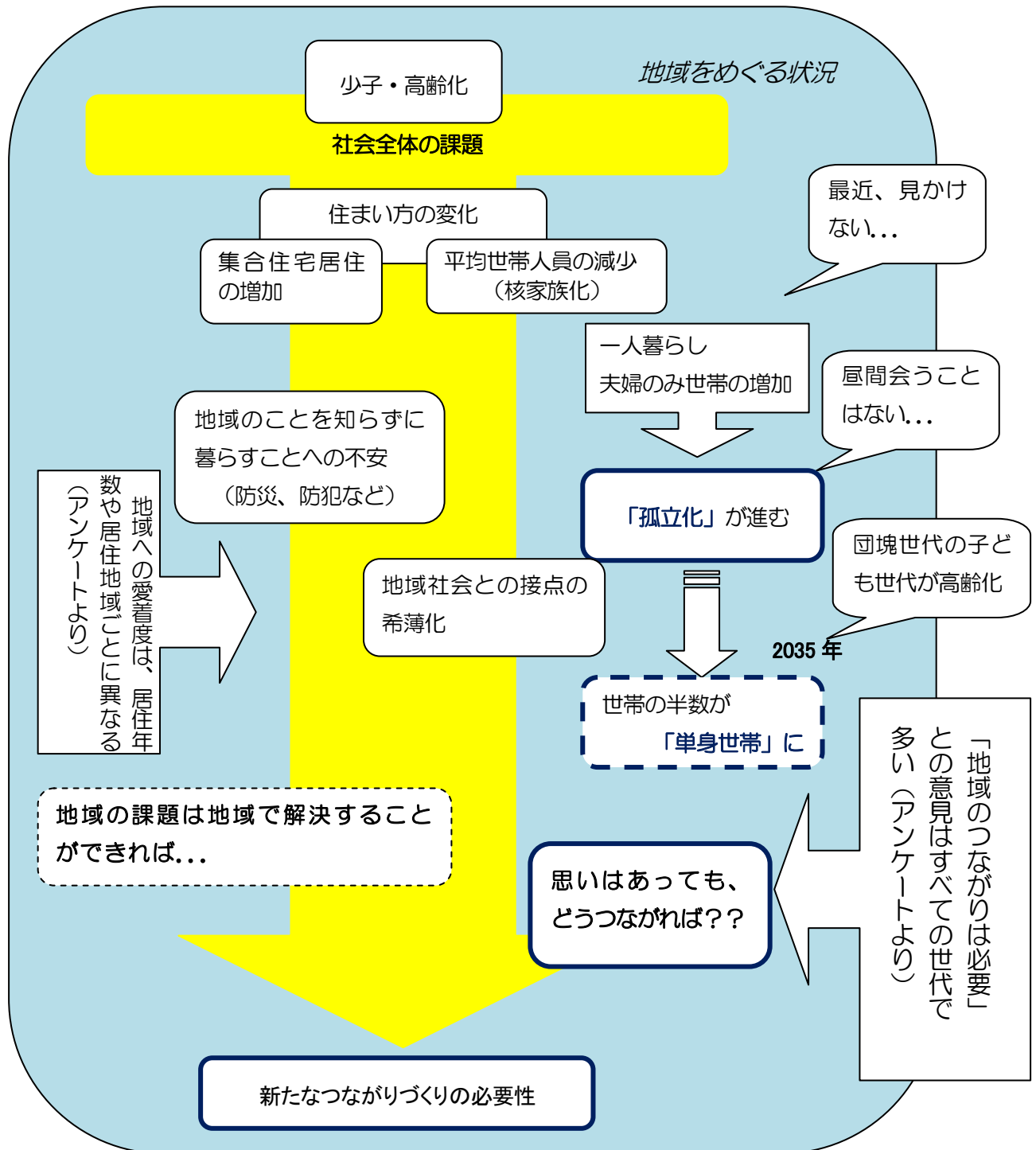
このため、地域福祉の考え方に立ち、市民一人ひとりの取り組み（自助）、市民同士、地域社会相互の助け合い・支え合い（互助）、介護保険制度や医療保険制度など自助の共同化としての社会保険制度（共助）、市行政などの公的な取り組み（公助）のそれぞれが、互いに果たすべき役割と目標を明らかにしていくことが必要です。



# 第1節 計画改定の趣旨・背景

～ 地域で何が起こり、どのような対応が求められているのか ～

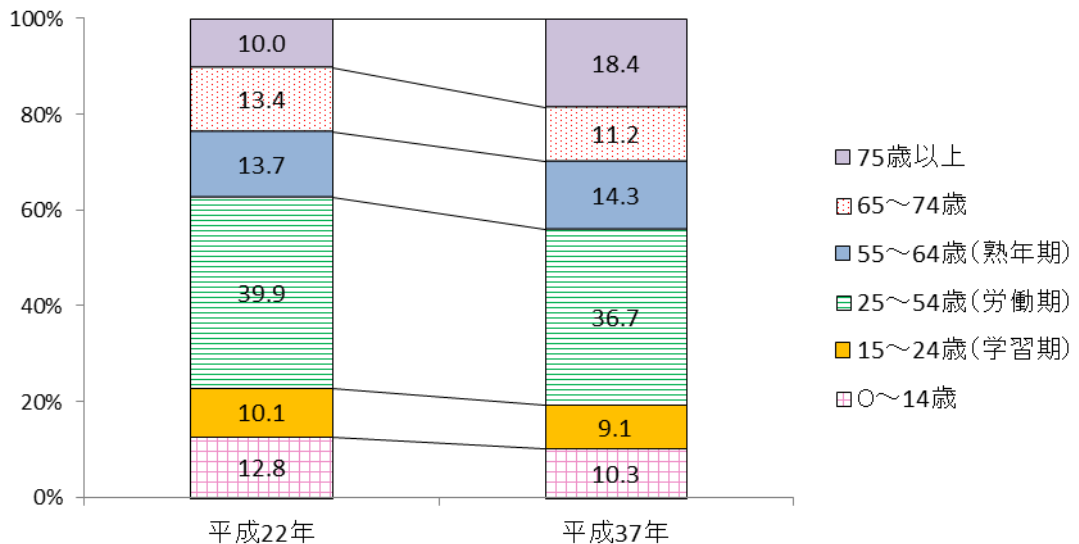
現在、東久留米市民の生活を取り巻く地域社会は、少子・高齢化をはじめとした様々な変化のなかに置かれています。



# 1 人口・世帯構造の変化

- 現在東久留米市の総人口は 11 万 6 千人台ですが、約 10 年後（2025 年）には現在よりも約 5 千人の減少が見込まれ、11 万 1 千人台になると想定されています。
- 今後の人口の推移では、特に年少（0～14 歳）人口、生産年齢人口（15～64 歳）の減少傾向が継続するものと思われます。
- 高齢人口（65 歳以上）は今後も微増傾向が進み、約 10 年後には（2025 年）には現在よりも約 5,000 人の増加が想定されています。特に後期高齢者人口（75 歳以上）の増加が目立っています。
- 世帯構造の変化については、今後、単身世帯（ひとり暮らし世帯）の増加が進むものと思われます。

【 図表 本市の年齢階層別構成の推移（平成 22 年～平成 37 年） 】



【 図表 人口及び年齢階層別構成の推計 】

	2010 年 (平成 22 年)	2025 年 (平成 37 年)	増減数	増減率 (%)
総人口	116,546 人	111,055 人	▲5,491 人	- 4.7
0～14 歳	14,956	11,398	▲3,558	-23.8
15～24 歳 (学習期)	11,794	10,154	▲1,640	-13.9
25～54 歳 (労働期)	46,505	40,792	▲5,713	-12.3
55～64 歳 (熟年期)	15,945	15,906	▲ 39	- 0.2
65 歳以上	27,345	32,805	5,460	+20.0
65～74 歳	15,651	12,389	▲3,262	-20.8
75 歳以上	11,694	20,416	8,722	+74.6

(出典：平成 25 年 3 月「日本の地域別将来人口推計」国立社会保障・人口問題研究所  
 (「学習期」「労働期」等の区分は、「東京都社会福祉審議会第 19 期意見具申」より)



【 図表 世帯構成の推計（全世帯、65歳以上、75歳以上） 】

（単位：％）

東京都	単独世帯	核家族世帯計	核家族世帯			その他の一般世帯	
			夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯		
全世帯	2010（平成22）年	45.8	48.5	17.1	23.9	7.6	5.7
	2025（平成37）年	45.4	50.6	18.0	22.8	9.8	4.0
	2035（平成47）年	46.0	50.3	18.7	21.0	10.6	3.7
65歳以上	2010（平成22）年	38.7	55.1	30.1	15.4	9.5	6.2
	2025（平成37）年	41.9	53.1	29.1	13.5	10.4	5.0
	2035（平成47）年	44.0	51.7	28.3	12.7	10.6	4.4
75歳以上	2010（平成22）年	43.5	50.4	29.3	10.5	10.6	6.1
	2025（平成37）年	43.7	51.4	29.0	10.9	11.5	4.8
	2035（平成47）年	45.2	50.2	28.1	9.8	12.3	4.6

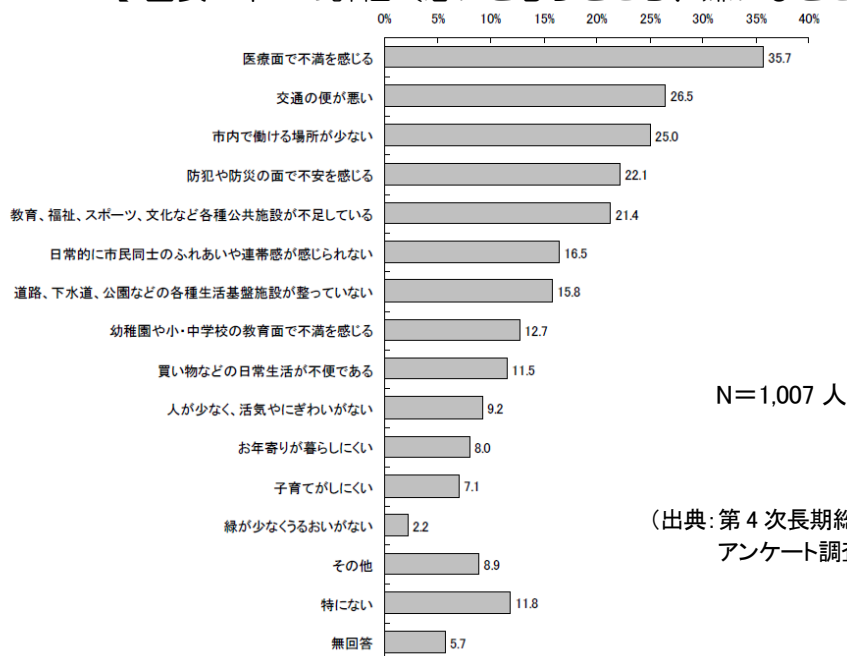
（出典：『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（平成25年4月推計）国立社会保障・人口問題研究所）

## 2 潜在する課題

### (1) 地域生活にかかる課題

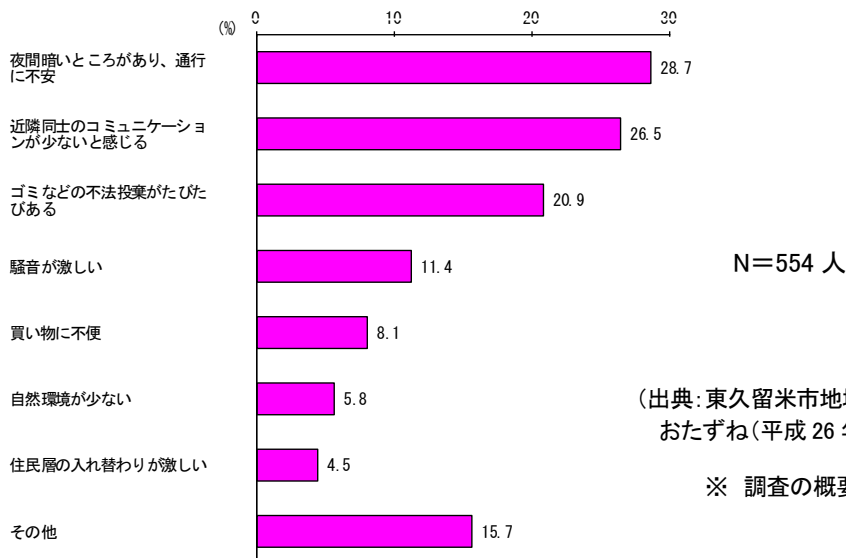
- 少子・高齢化の進行や人口減少などは様々な側面で地域社会への影響が想定されるとともに、従来、地域社会が担ってきた役割が十分機能しなくなることで、市民一人ひとりの生活に支障をきたすことが懸念されます。
- 多様な価値観を有する市民が増える一方、単身世帯等核家族化の進行が各年代において進むことにより、日常の相対（あいたい）によるコミュニケーションの機会が少なくなる可能性があります。
- 新たに転入してきた市民や外国籍の市民にとっても、安心して生活できるためには、日常のコミュニケーションは欠かせないものです。

【 図表 市への評価（悪いと思うところ、嫌いなところ）〔複数回答〕 】



(出典: 第4次長期総合計画に向けたアンケート調査(平成20年11月))

【 図表 現在の居住地域での課題〔複数回答〕 】



(出典: 東久留米市地域福祉に関するおたずね(平成26年3月))

※ 調査の概要はp17に記載

## (2) 就労をめぐる課題

○ 若年層においては、30歳代の生活保護率の上昇がみられます。また、非正規労働者の増加、賃金の伸び悩み等を背景として、長時間労働による健康悪化などにより就労が続けられなくなり、生活保護制度の世帯類型別でいう稼働能力を有すると思われる「その他世帯」の保護率が急上昇しています。特に若年世代の経済的貧困は、親元世帯との同居により「隠れた貧困問題」化する可能性があります。

また、再就職の機会も高年齢化するほど限られることから、非正規の就労等に依存せざるをえなくなり、経済的な貧困状況を抜け出すことが困難になりやすい傾向があります。

さらに雇用に結びつかない場合は閉じこもりや引きこもりなど、生活習慣が不安定化することで心身への悪影響を及ぼしかねないことが懸念されます。

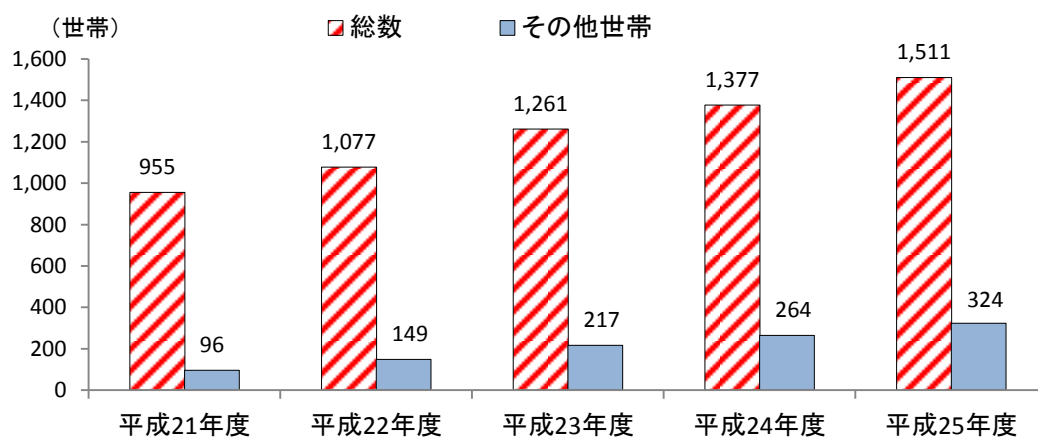
【 図表 雇用者数の推移 】

(単位:人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
総 数	57,647	54,734	52,692	54,360	
雇 用 者	46,251	44,155	43,141	42,858	
常 雇	—	37,353	35,308	27,026	
臨 時 雇	—	6,802	7,833	15,832	(雇用者) 労働者派遣事業所の派遣社員
				1,642	(雇用者) パート・アルバイト・その他
				14,190	
役 員	4,029	3,138	3,267	2,776	
雇人のある業主	1,676	1,753	1,206	863	
雇人のない業主 (家庭内職者含む)	3,634	3,805	3,569	3,157	
家族従業者	2,054	1,752	1,389	1,163	
家庭内職者	—	118	100	57	

(出典：国勢調査)

【 図表 被保護世帯数の推移（総数・その他世帯） 】



【 図表 世帯類型別被保護世帯数の推移 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総 数	955 (1,367)	1,077 (1,560)	1,261 (1,825)	1,377 (1,994)	1,511 (2,193)
高齢者	380	418	478	506	557
母 子	81	92	100	114	116
児 童	0	0	0	0	0
障害者	152	144	159	168	183
傷 病	246	274	307	325	331
その他（単 身）	96	149	122	153	186
その他（複数人）			95	111	138

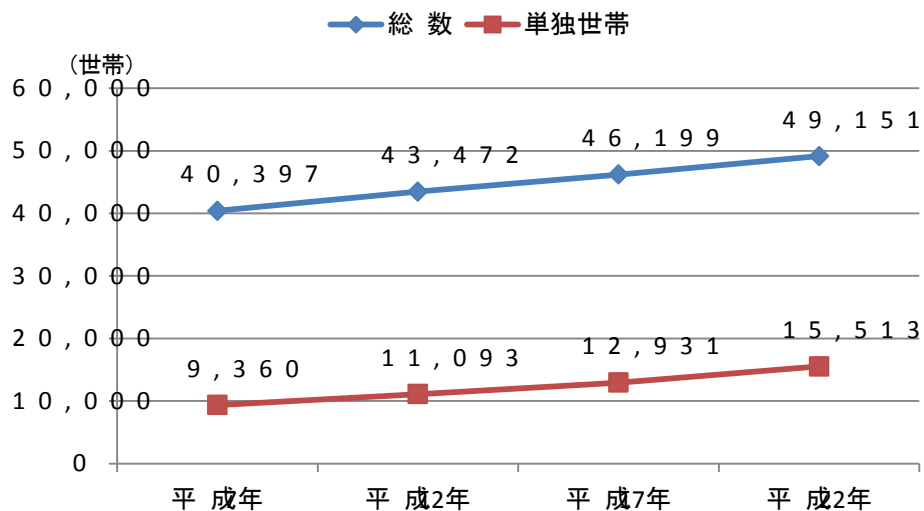
\* 各年度4月1日現在、カッコ内は人数、停止中除く

(出典：福祉総務課)

### (3) 地域社会をめぐる課題

- 従来の地域社会では、複数世代の同居世帯や居住年数の長い高齢者等が日常生活のなかで地域の子どもや高齢者の見守り役を果たしてきていましたが、世帯状況の変化等により、近隣どうしのつながりが失われ、「孤独死」や「行方不明」者の発見・顕在化が遅れるなど、思いもよらぬ形で深刻な問題が生じています。

【 図表 世帯類型別世帯数の推移（総世帯・単独世帯） 】



【 図表 世帯類型別世帯数の推移 】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	40,397	43,472	46,199	49,151
親族世帯	30,885	32,178	32,999	33,287
うち核家族世帯	28,291	29,636	30,473	30,949
うちその他の親族世帯	2,594	2,542	2,526	2,338
非親族世帯	152	201	269	336
単独世帯	9,360	11,093	12,931	15,513
（再掲）母子世帯	—	539	664	799
（再掲）父子世帯	—	69	69	133

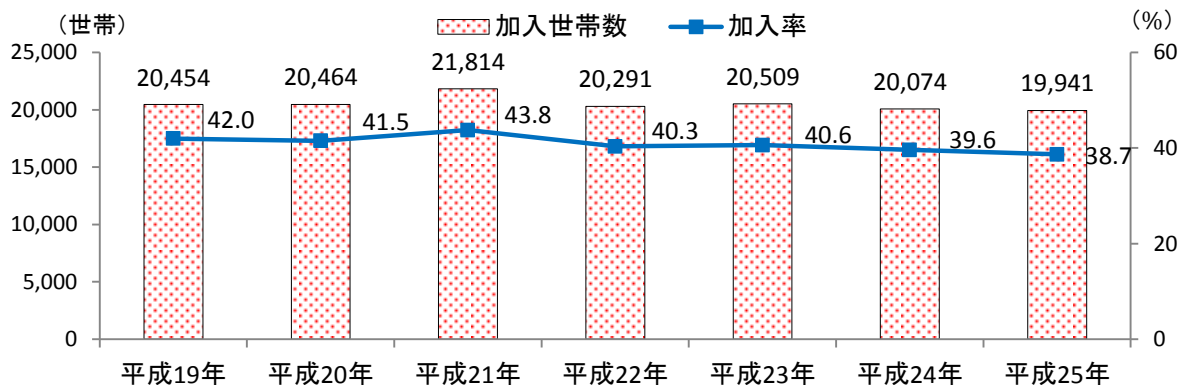
（出典：国勢調査）

○ 近年、自治会の加入率や自治会数の減少傾向がみられるようになってきています。

また、高層の集合住宅など、多くの住民層が過去からのつながりを意識せず、集住することにより、住宅周辺の地域との接点がない状態に対策を打たなければ、従来の自治会等が担ってきた互助機能が低下する可能性が高くなっています。

地域のつながりが絶たれることで、防犯、防災など従来地域社会が担ってきた安全・安心のしくみが機能しないばかりか、問題が発生した時の対応などが手遅れになることで、被害や犠牲を拡大する結果にもなりかねません。

【 図表 自治会加入世帯数・加入率の推移 】



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自治会数	148	147	146	143	140	138	135
総世帯数	48719	49316	49848	50305	50520	50691	51578
加入世帯数	20454	20464	21814	20291	20509	20074	19941
加入率	42.0%	41.5%	43.8%	40.3%	40.6%	39.6%	38.7%

※総世帯数：住民基本台帳（各年4月1日）

（出典：生活文化課）

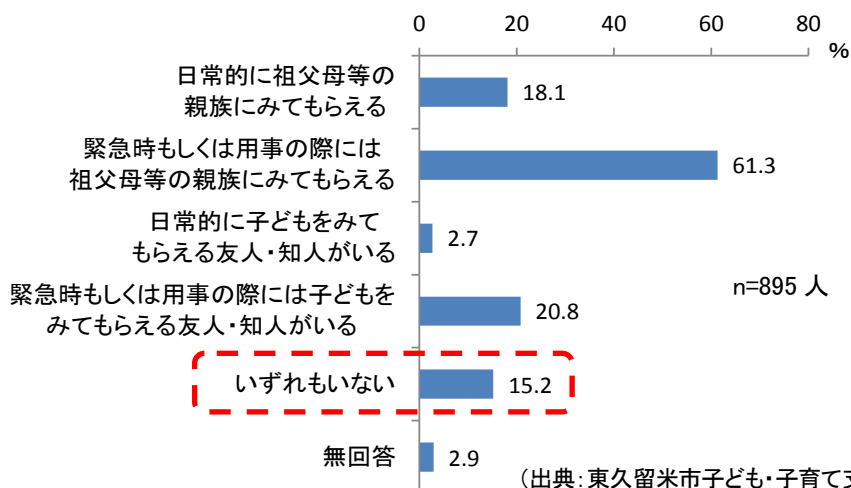
#### (4) 子ども・子育てをめぐる課題

##### [子ども・子育て支援ニーズ調査より]

○ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、61.3%となっています。次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が20.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が18.1%の順となっています。

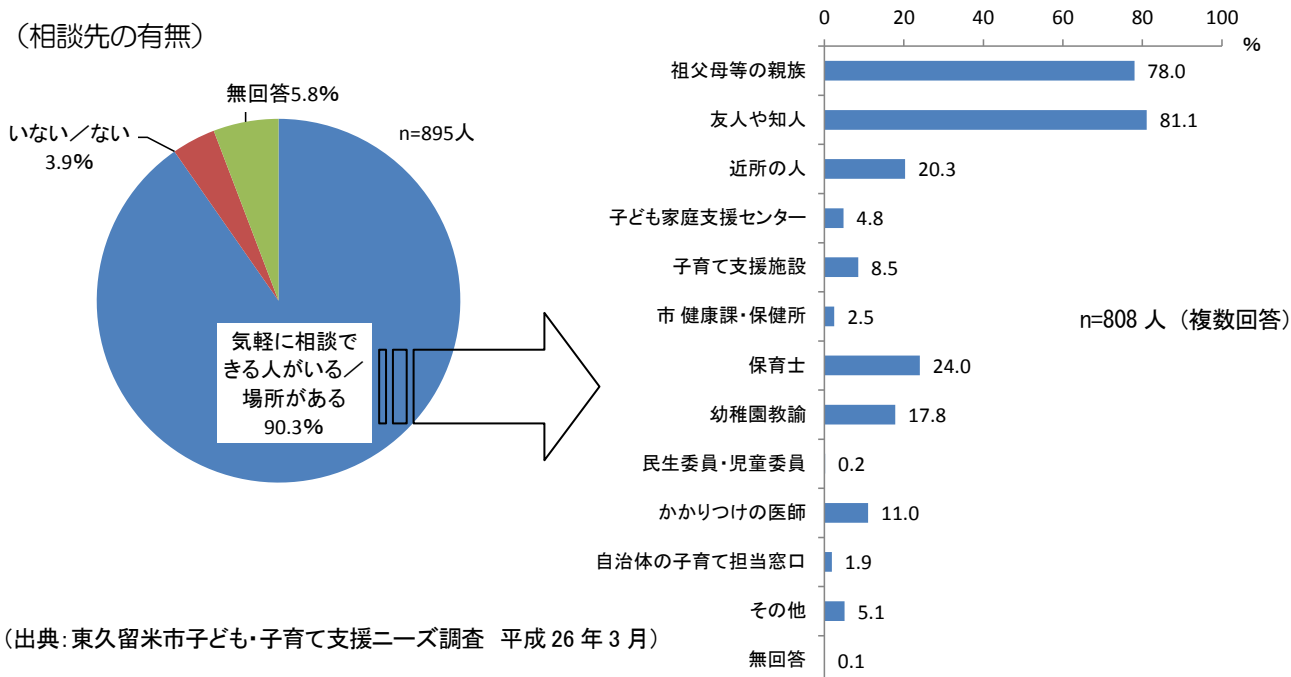
一方、「いずれもない(だれにも見てもらえない)」が15.2%となっています。

【 図表 子どもをみてもらえる親族・知人の有無 [複数回答] 】



○ 子育てについて気軽に相談できる人や機関については、9割(90.5%)が「相談先がある/ある」としてしています。一方、3.9%が「相談先がない/ない」となっています。相談先のある回答者のうち、「友人や知人」が最も多く、81.1%となっています。次いで「祖父母等の親族」が78.0%、「保育士」が24.0%、「近所の人」が20.3%と続いています。

【 図表 子育てについて気軽に相談できる人や機関 】

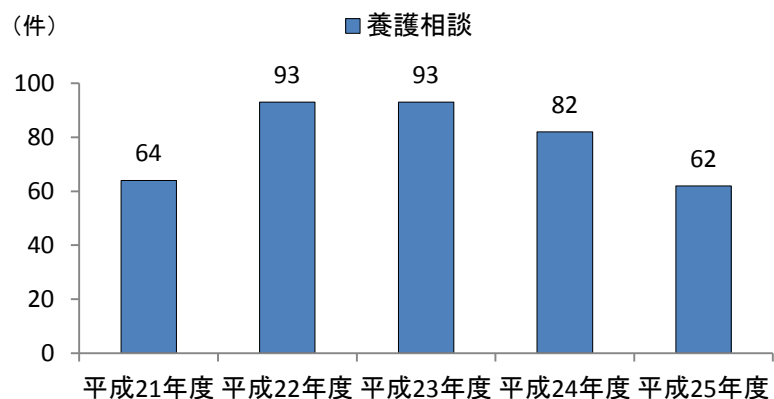
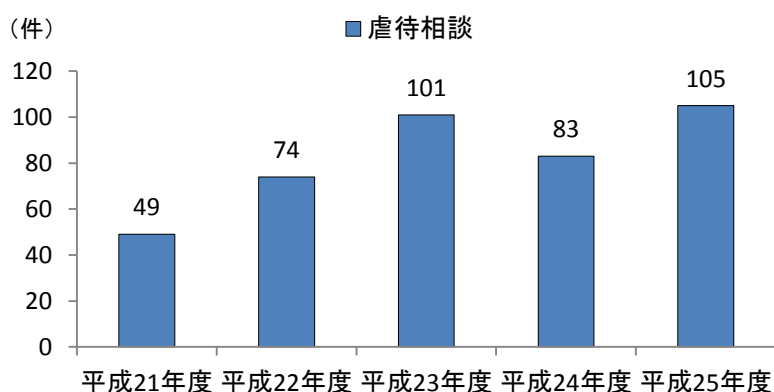


## 【課題】

- 子育て家庭では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、子育ての不安や孤立感が高まっています。さらに不安定な雇用形態が続く状況下で、経済的負担と相まって精神的負担は増大し、子どもの心身の健やかな発達に少なからず影響を及ぼし、場合によっては生命をも脅かすような虐待の発生も後を絶ちません。

平成27年4月に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」では、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的とし、これを達成するため基礎的自治体（市）が主体となり、「全ての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情や法律に即して多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す」としていますが、上記のような状況下では、行政が、子育て支援を質・量ともに充実させるだけでは、目指す社会の実現は困難です。今後は、家庭、学校はもとより、地域社会の中で、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、行政関係者等と民間協力者等とが担う支援の範囲、役割を今よりも明確に意識しながら各々が連携・協力して役割を果たすことが求められます。

【 図表 子ども家庭支援センター相談件数（虐待相談・擁護相談）の推移 】



（出典：子育て支援課）



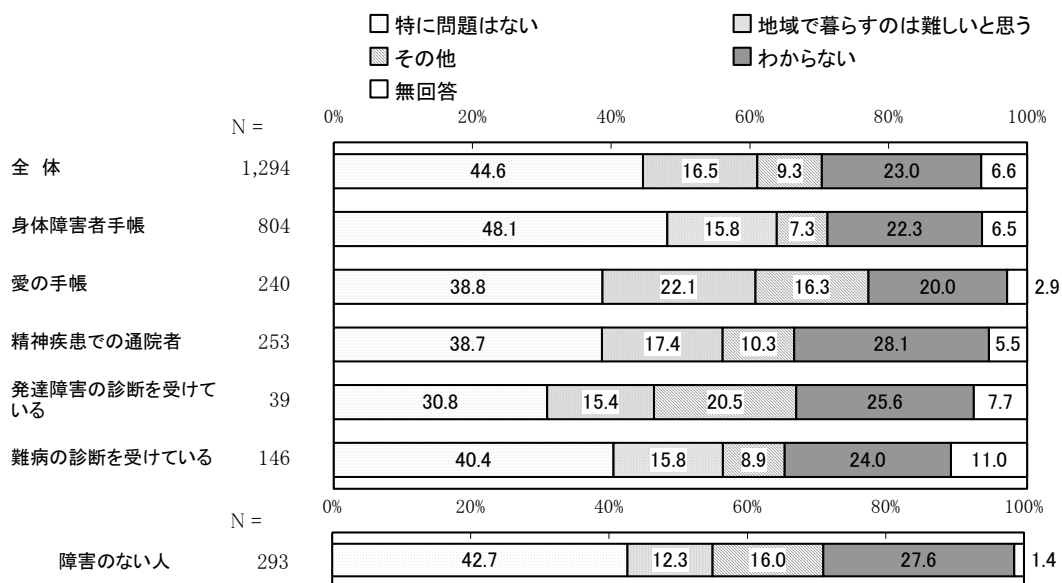
## (5) 障害者をめぐる課題

### [障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査より]

- 障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくことについては、障害の有無に関わらず「特に問題はない」とする割合が3割~4割と、「わからない」とする回答を上回っています。

これに対し、「地域で暮らすのは難しいと思う」とする割合は、発達障害の診断を受けている方では15.4%に対し、知的障害者では、22.1%と2割を超えています。

【図表 障害者が入所施設から住み慣れた地域で暮らしていくことについて】



(出典:東久留米市障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査 平成26年9月)

- 障害のある方が地域で生活していくために必要なことについてみると、「相談支援の充実」が必要とする方が最も多く、身体障害者、精神障害者ではそれぞれ41.7%、41.5%みられます。また、知的障害者では「グループホームの拡充」が43.8%、発達障害者では「周囲（地域の）の方の障害に対する理解」が56.4%と半数を超えています。(次ページ図参照)

【 図表 障害のある方が地域で生活していくために必要なことについて〔複数回答〕 】

単位：％

区分	有効回答数 (件)	地域生活やサービス 利用に関する相談支援	訪問系サービスの充実	日中の活動・訓練場所 や作業所の充実	グループホームの拡充	手話などによるコミュ ニケーションの支援	障害者のための住宅の 確保
全 体	1294	40.3	23.0	20.2	14.6	2.1	22.5
身体障害者手帳	804	41.7	24.5	15.2	10.2	2.2	21.5
愛の手帳	240	32.1	15.0	41.3	43.8	1.3	25.8
精神疾患での通院者	253	41.5	20.9	25.7	14.6	3.2	26.9
発達障害の診断を受けている	39	35.9	17.9	41.0	25.6	2.6	15.4
難病の診断を受けている	146	34.9	33.6	17.1	9.6	0.7	21.9

区分	利用しやすい医療機関	一般就労するための 支援	交通機関や施設などの バリアフリー化	地域の人たちの障害に 対する理解	特に必要なことはない	その他	無回答
全 体	32.5	16.6	18.2	32.8	4.8	2.0	9.6
身体障害者手帳	35.1	13.8	23.3	29.9	5.2	1.9	9.2
愛の手帳	23.3	20.0	3.8	41.3	0.8	1.3	12.1
精神疾患での通院者	28.5	23.7	11.1	34.8	5.1	4.7	7.5
発達障害の診断を受けている	41.0	28.2	7.7	56.4	—	—	5.1
難病の診断を受けている	32.2	19.2	24.0	28.1	3.4	0.7	13.0

(出典: 東久留米市障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査 平成 26 年 9 月)

## [課 題]

- 障害者をめぐるっては、障害者基本法や障害者差別解消法（\*）などの国内法の整備を行った上で、平成 26 年 1 月に「障害のある人の権利に関する条約」が批准されました。この条約の締約国は「障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認め…この権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン（\*）及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとる…」ことが求められています。

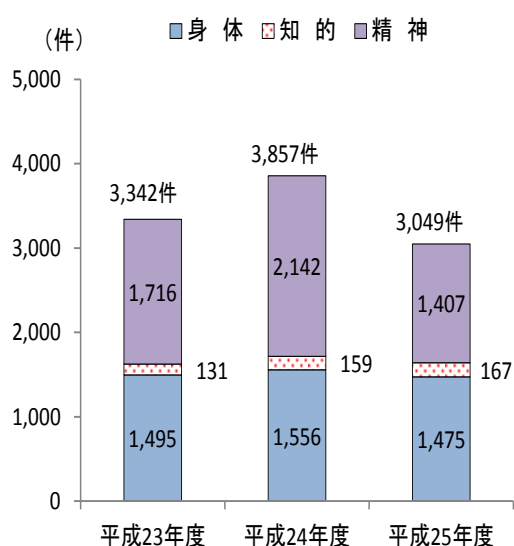
平成 18 年に施行された障害者自立支援法は、度重なる改正を経て、法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改めながらも、障害福祉サービスの量的な拡大に大きな役割を果たしたといえます。生まれながらの障害をもっている方も、地域で教育を受け、就労又は日中活動の場が選べ、親亡き後も安心して暮らせる方向へと、市内の施設基盤整備が急速に進められました。

しかしながら、こうした公的な制度保障だけでは充足されない個別のニーズや、回避できないリスクを抱えながら暮らしている障害者も、依然として少なくはありません。そして、それらを全て公的にカバーすることには限界があります。障害者差別解消法の施行を一つの契機として、障害への理解を地域に広げ、障害のある方が地域の一員として受け入れられ、地域の方との日常的な関係性を深めていくことが必要です。更に、障害者が第一に望んでいることは就労を通じた社会参加です。地域活動、地域づくりの担い手としても認められることを障害者は願っています。

\* 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、平成 25 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月から施行されることが決まっています。

\* インクルージョン：誰もが受け入れられる社会

【 図表 障害者相談件数の推移 】



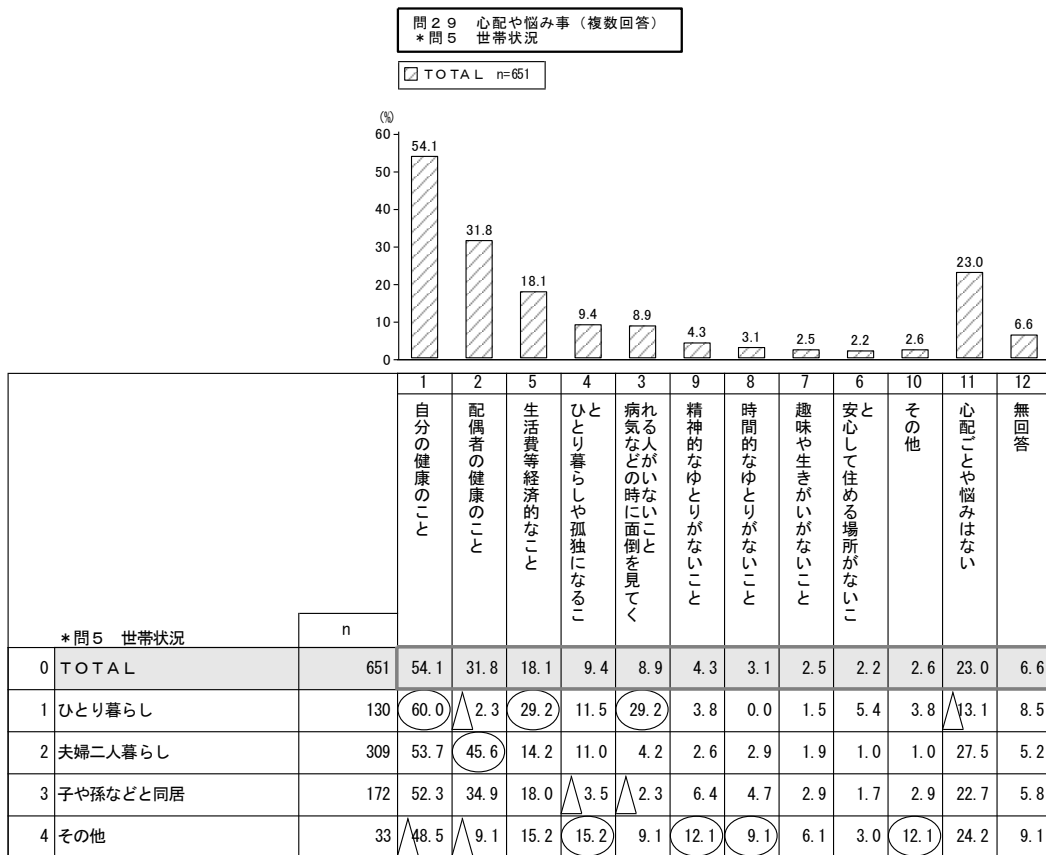
	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
身 体	1, 495	1, 556	1, 475
知 的	131	159	167
精 神	1, 716	2, 142	1, 407
合 計	3, 342	3, 857	3, 049

## (6) 高齢者をめぐる課題

### [高齢者アンケート調査より]

- 高齢者の心配や悩みごとについて、世帯状況別にみると、ひとり暮らしでは「自分の健康のこと」(60.0%)、「生活費等経済的なこと」(29.2%)、「病気などの時に面倒を見てくれる人がいないこと」(29.2%)の割合が、夫婦二人暮らしでは「配偶者の健康のこと」(45.6%)の割合が、それぞれ他の世帯より多くなっています。

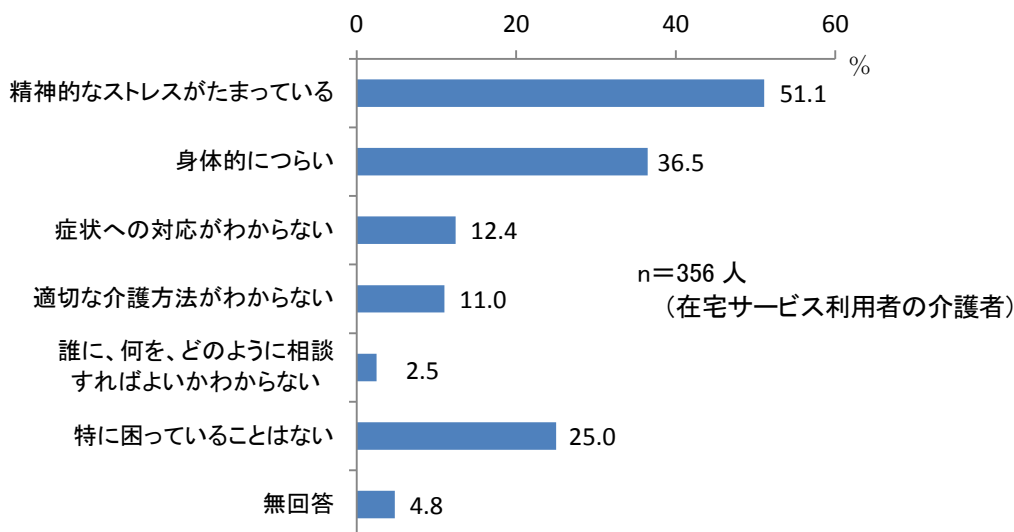
【 図表 高齢者の心配や悩みごと [複数回答] 】



(出典: 東久留米市高齢者アンケート調査 平成 26 年 3 月)

- 主な介護者の在宅介護時に困ったことや負担に感じることについては、「精神的なストレスがたまっている」が51.1%で最も多く、次いで「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」が36.5%となっています。

【 図表 介護への困りごとや負担感 [複数回答] 】

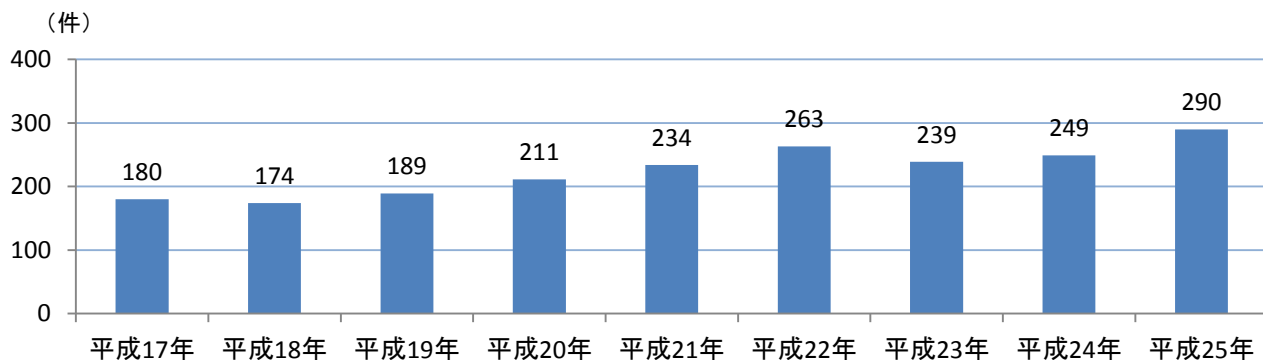


(出典: 東久留米市高齢者アンケート調査 平成 26 年 3 月)

【課 題】

- 高齢者の場合、健康面や経済面での不安は大きく、孤独死をはじめ、寝たきりや認知症へのリスクを抱えることとなります。また、近年の振り込め詐欺等の犯罪や、訪問販売・電話勧誘販売等の消費者被害は悪質、かつ巧妙化してきており、特にひとり暮らしや夫婦世帯を中心に犯罪に巻き込まれやすいため、常時支援を必要とする状況になりやすいと想定されます。

【 図表 60 歳以上の消費生活相談件数 】



(出典: 生活文化課)

- 以上のような地域社会における課題や問題には、行政の施策の想定する範囲を超えるケース、制度の谷間に位置するケースもあり、行政による公的サービスの一律的な提供では十分課題解決につながらないことが想定されます。そればかりか、地域社会で見守る、支え合うしくみが脆弱化した場合、行政サービス自体、スムーズに提供されなくなるおそれがあります。
- 「東久留米市地域福祉に関するおたすね」のアンケート結果からは、性・年代を問わず現在の地域での暮らしにおける「地域のつながり」の必要性を指摘する割合が多く、今後市民が関心をもてるよう、つながりづくりをどう進めていくか、次の第2節で示します。

#### 「東久留米市地域福祉に関するおたすね」調査の概要

##### 1 調査の目的

本調査は、福祉のまちづくりを進め、すべての市民が安全・安心で住みよい地域づくりに参加できるように、市民の日ごろの考えや、地域で感じている課題などを把握し、地域福祉の計画づくりに役立てることを目的に実施した。

##### 2 調査の概要

調査対象 : 東久留米市内在住で20歳～74歳の男女1500人  
抽出方法 : 層化無作為抽出法  
調査方法 : 郵送配布、郵送回収法  
調査期間 : 平成25年9月10日(火)～9月24日(火)  
有効回収率 : 36.9% (554s/1,500s)

## 第2節 新たな支え合いとしての地域福祉の方向性

第1節で述べたような地域社会の変化に対し、従来の解決方策の限界をふまえたうえで、市民一人ひとり、行政及び専門機関・スタッフ等による、新たな支え合いのしくみづくりを進め、すみよいまちをつくっていくことが必要となっています。そのためには、課題解決を一人ひとりの生活する地域で解決できるようにするとともに、身近なところで制度の谷間が生じることに「気づき」、「支え合う」しくみをつくっていく必要があります。

ここでは、地域福祉の課題にどのように取り組むかを3つの視点から整理しています。

### 1 福祉課題の解決を地域が担う姿に（自助を支える互助の重要性）

- 地域の住民が住み慣れた地域にかかる課題解決を図ることを通じて、一人ひとりのできること（自助）、隣近所同士でできること（互助）の経験を積み上げ、共有していくことが必要です。
- 「福祉サービスは受けるもの」とする従来からの福祉のとらえ方・考え方から転換し、だれもが参加できるような「地域福祉」像を構築する必要があります。特にみんなで支え合うこととその楽しさを再確認し、支えることで生きがいを感じながら生活し続けられる地域づくりをめざす必要があります。

### 2 制度の「谷間」への着目、福祉課題の「見える化」への対応（地域の視点の重視）

- 市民の福祉ニーズにきめ細かな対応が必要となるとともに、社会経済状況の変化に伴ってさまざまな制度の谷間に課題が生じ、今までの取り組みだけでは解決が困難になりつつあります。
- 今後は、地域で生活する市民の視点から、制度間の谷間にあたる現状をきめ細かく把握し「課題は何か」をわかりやすく情報提供し、市民と行政とで共有化することが必要です。  
また、行政は各部局間の連携はもとより、専門機関等との連携や協働を強化しながら、市民の力のみでは解決の及ばない点について、主導的に取り組んでいく必要があります。

### 3 「地域包括ケア」の構築をめざす

(日常生活の拠点である「地域」を重視した取り組みを支援する)

- 「地域包括ケア」は、日常生活の拠点である「地域」を中心として、様々なケアにかかる資源がつながるしくみとして「支援付き地域」の構築をめざす必要があります。

ここでいう「支援」は、専門的なケアにとどまらず、地域のボランティア、NPO、自治会・町内会活動などが手がけてきている様々な互助活動、支え合い等の活動を含めた考え方です。

#### (地域包括ケアとは)

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制

(平成21年3月「地域包括ケア研究会報告書～今後のための論点整理～」)

「福祉課題の解決を地域が担う」、「制度の「谷間」への着目」、「『地域包括ケア』の構築」といった方向性を具体化するためには、従来からの個別施策の個別対応のみによるのではなく、総合的かつ中長期にわたって取り組むしくみを定着させていくことが欠かせません。

こうした観点から、計画を推進するための「ひとづくり」「拠点づくり」「ネットワークづくり」を構想し、「つながり」をもった取り組みを進めていくことが必要です。

- 地域のさまざまな福祉資源をつなぐしくみ(コーディネート機能)の充実の必要性

- ・ひとづくり

- ・拠点づくり

- ・ネットワークづくり



各取り組みが連携して、「地域でできること」を具体化していく



## 第2章 東久留米市地域福祉の基本的な考え方

### 第1節 これからの10年に向けた「東久留米の地域福祉」の基本理念

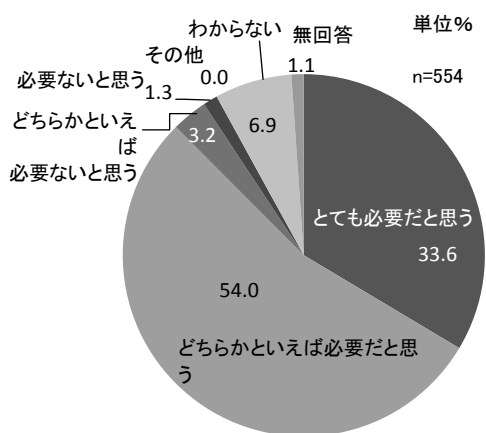
東久留米市地域福祉計画（第3次改定）の基本理念を、次のように定めます。

#### 新たな“つながり”づくり

- 市民のライフスタイルや価値観の多様化、居住環境の変化に伴い、「住みよい地域づくり」をみんなで考える必要があります。
- さまざまな災害を経験する中で、あらためて人と人とのつながりをみんなが大切にし、住みよい環境をつくっていくことが求められています。
- 従来取り組まれてきた福祉活動をはじめとして、支え合うネットワークの大切さ、誰もが参加できるしくみ・機会が求められています。
- こうした市民一人ひとりの思いをおのおのの取り組める範囲でつなぎながら、必要な支援を受けられる地域社会づくりが求められています。

【 図表 地域のつながり、支え合い 】

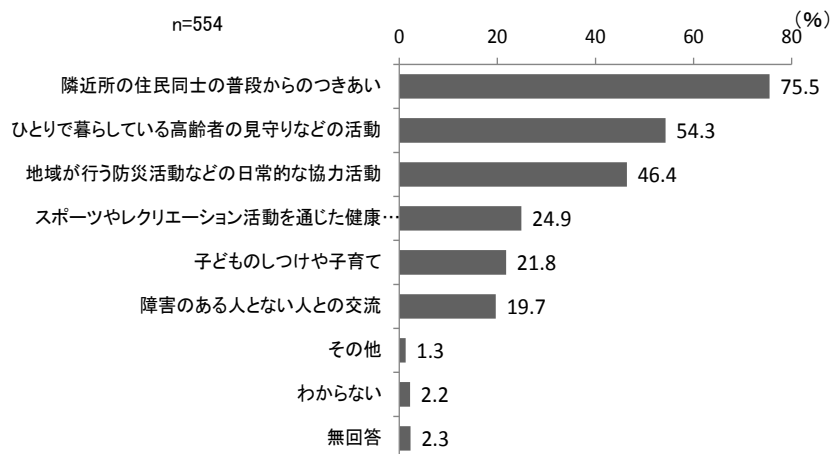
現在の地域での暮らしにおける「地域のつながり」の必要性



#### アンケートより

「地域のつながり」が必要だと思う市民の多さ

地域の人々が支え合っていく上で大切だと思うこと(〇は3つまで)



#### アンケートより

隣近所の住民同士の普段からのつきあいが大切だと思う市民の多さ

(出典：東久留米市地域福祉に関するおたずね (平成26年3月))

## 第2節 本市における地域福祉のめざす取り組み

本市における地域福祉の推進を図るため、次の4点からの取り組みを進めます。

### 1 地域における「新たな支え合い」をつくりだす

地域においては、様々な生活課題への取り組みがなされている一方で、市民一人ひとりには見えにくく、相談先や相談方法がわからないために解決につながらない場合も多く想定されます。

まず、一人ひとりが生活する地域を基本に、相談や連絡が気軽にできるようになるしくみが必要です。

また、そうした悩みや課題を抱えて孤立してしまうことのないように、それぞれができる範囲で支え合えるしくみをつくる必要があります。

こうした、市民一人ひとりの課題解決のために、地域でつなぐ役割を果たすことを目指した、コーディネートのしくみづくりを進める必要があります。

また、住み慣れた地域社会においても、市民の目の届かない、あるいは市民による解決の困難な福祉課題が生じており、行政をはじめとした公的な機関による専門的、かつ迅速な対応が求められる場合があります。こうした課題を未然に防ぐためのしくみ（セーフティネット）を市民と行政、専門機関とが連携・協力して構築し、福祉課題の解決を早めることも重要な課題となってきます。

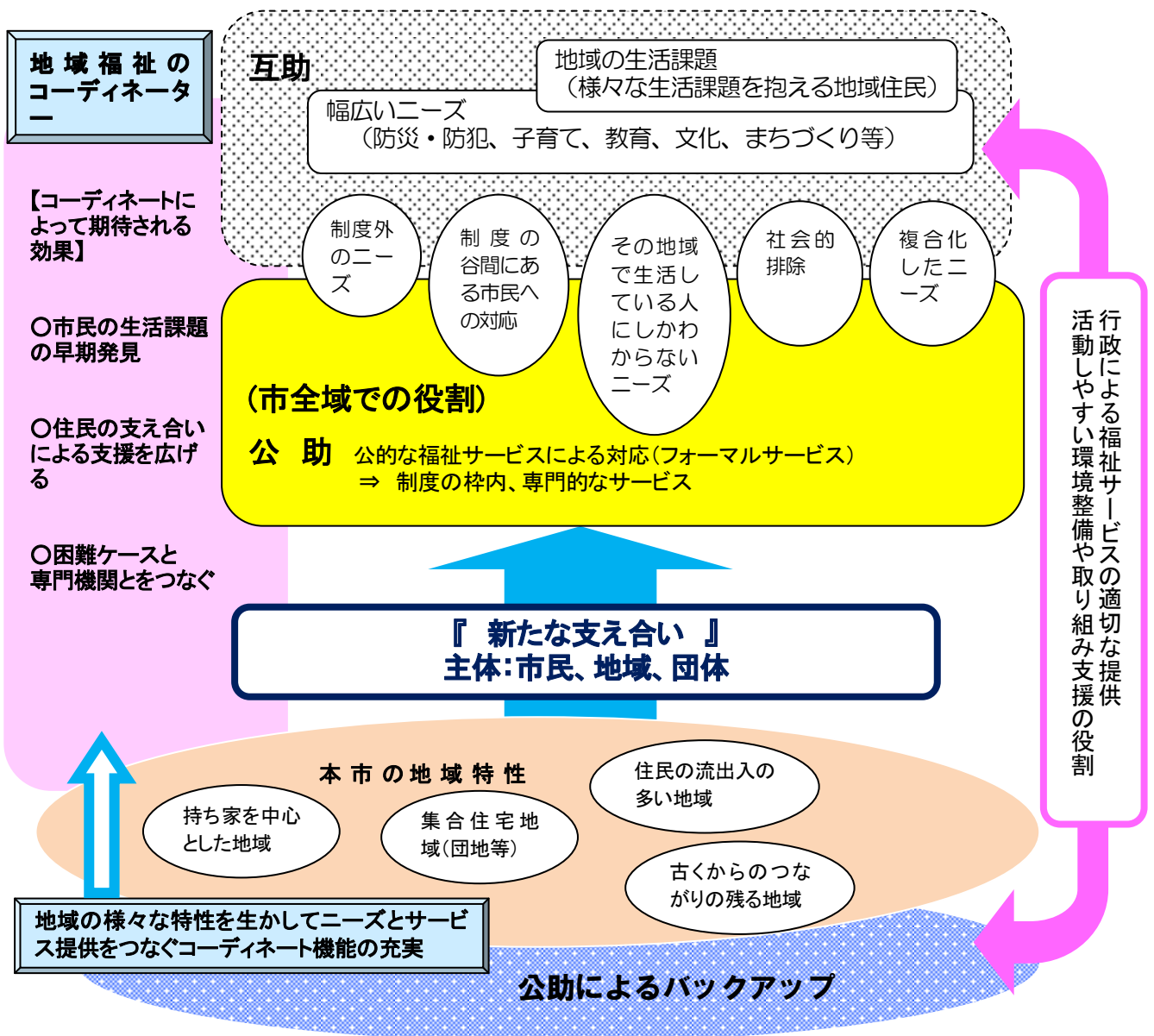
このように、地域における「新たな支え合い」にもとづくネットワークづくりを進めることが求められています。

# 地域における「新たな支え合い」 概念図

～ 互助の支援、公助の充実、地域福祉コーディネーターの育成 ～

## 【目標】

- 生活課題について、身近な地域での解決を図り、支え合う力をもった地域づくりをめざします。
- 地域での支え合いを成り立たせる地盤づくりを進めます。
- 地域をつなぎ、専門機関をつなぎ、解決に導くしくみ（コーディネート）をつくりまします。



## 2 「地域包括ケア」を推進する

「地域包括ケア」は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が途切れることなく一体的に提供されるしくみとして、今後市が中心となって取り組んでいくしくみです。

本計画においても、この地域包括ケアの構築に向けた取り組みを念頭に置きながら、地域で支え合うしくみづくりを進める必要があります。

### (1) 暮らしと住まいの施策

○ 多様な住まい方を念頭に置いた、中長期にわたる施策展開、都市計画、まちづくりの視点を重視します。

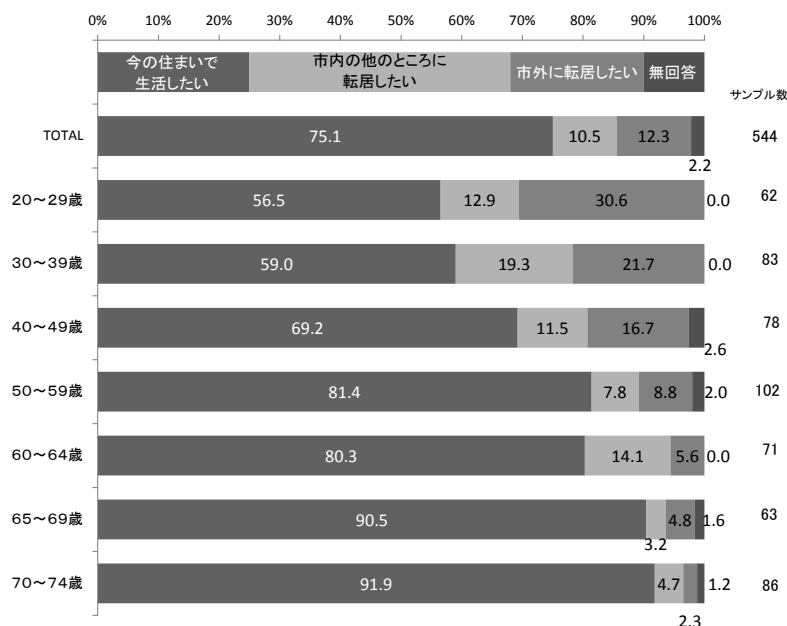
・市内の地域特性に即して、「安心して住み続けられるまち」のしくみづくりについて、住民自身の参加の視点をふまえながら、様々な施策の連携を図る必要があります。

- 住み慣れたところで「集い」「交流・活動」などができる場所づくり
- 防災、防犯など安心して住み続けられるための施策の充実  
災害時の要援護者対策、避難経路・方法等の情報共有化等、災害に強い地域づくり

#### アンケートより

今の住まいに住み続けたい市民が8割近く。年齢が上がるにつれ、住み続けたい意向も高い

【 図表 継続居住意向 】



(出典：東久留米市地域福祉に関するおたずね (平成26年3月))

## (2) 多様なニーズへの対応

### ○ 圏域の考え方

- 本市の地域特性をふまえた効果的な地域福祉施策を展開できるよう、様々な圏域設定の考え方を勘案し、将来的に住民同士が一体感を保てる取り組みを進める必要があります。

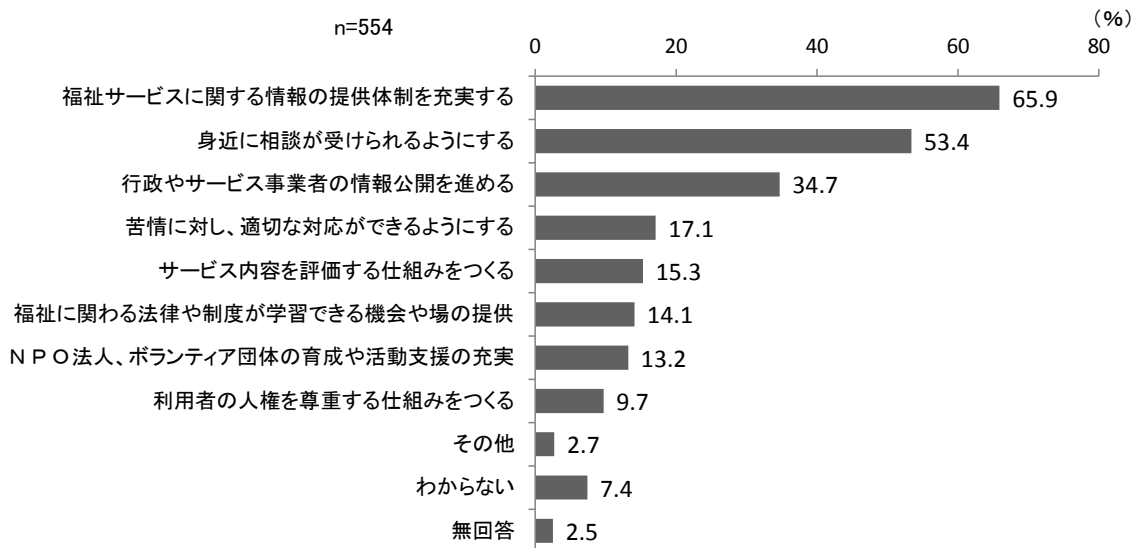
### ○ アウトリーチ型（直接出向いて）のみまもり、相談など生活支援充実

- 地域の住民やNPO等活動主体による地域福祉分野への参画を促すとともに、相談支援から個別対応までを地域で「つなぐ」役割を果たすことのできるしくみを充実させていく必要があります。
- 従来の見守りサービス、見守り活動等への支援を通じて、より多様化する生活課題に対応できるよう、準備を進める必要があります。

### アンケートより

福祉サービス利用のために、福祉サービスに関する情報提供、身近に相談が受けられるようにすることへの要望が多い

【 図表 福祉サービスに必要となるもの（〇は3つまで） 】



(出典：東久留米市地域福祉に関するおたずね (平成 26 年 3 月))

### (3) 地域資源のネットワーク化とマネジメント

～地域の福祉資源の定着化とやりくりのしくみづくり～

#### ○ 計画の中で実現していくプロセスを提示

- 地域包括ケアシステムにインフォーマル資源を組み込んだ取り組みを進めます。具体的には、本計画においてモデル圏域、モデル活動を設定し進めることを想定します。
- 地域ごとに最適な「自助」「互助」「公助」の組み合わせを設計・検討し、活動や事業のなかから、課題・方向性を明らかにするなかで、地域資源の発掘とつなぐしくみを構築します。
- 地域のインフォーマル資源の創出・育成支援を進めるため、社会福祉協議会等との連携を進めます。

本計画における「インフォーマル」とは

- 自治体や専門機関などの法律やな制度（公式）にもとづかない、家族や友人・知人、地域住民、ボランティアなどによる、非公式なしくみ、関係

### (4) 本市の地域特性をふまえたしくみづくり

支え合いのしくみづくりを進めるうえで、本計画では、市内でのモデルとなりうる活動・拠点を抽出し、今後、各モデルの課題・方向性をともに検討しながら、本市にふさわしい地域福祉活動のシステム化をめざすこととします。

平成 25 年度において市内 4 か所の事例の調査検討を行い、取り組みの経緯、活動の特色、地域との連携などを把握しました。これら取り組みを参考に、本市の地域特性を生かした活動の支援を図るため、本計画期間において早期にモデル活動を試行し、モニタリング・評価を行っていくこととします。

【4か所の事例調査：東久留米団地自治会、氷川台自治会、NPO 法人武蔵野の里、学校法人自由学園】

### 3 生活困窮者自立支援法にもとづく取り組み（平成27年度施行予定）

- 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、様々な支援メニューを用意し、新しいネットワークを構築することが必要となります。そのため、本市において包括的で横断的な取り組みが欠かせません。
- 生活困窮者が孤立したままでは、主体的な参加に向かうことは困難です。一人ひとりが社会の一員としてのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得られるよう、支援するしくみが必要です。
- こうした支援体制の構築等取り組みをつうじて、「地域で支えられていた人」が「支える人」として地域社会に参画できるようにすることをめざします。
- 地域での自立した生活を営めるようにするための「安心」のしくみとして、学び、就労する環境への支援を通じて、若い世代が未来に希望を持てるようにすることが望ましいことから、本計画中に方針と取り組みを示す必要があります。

#### ＜ 必須事業 ＞

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給。
  - 本市において「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。（実施にあたっては社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能。他の事業も同様）。
  - 本市において、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

#### ＜ 任意事業 ＞

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の検討
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

## 4 災害時等要援護者対策の推進

- 平成 25 年の災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、各取り組みが求められています。
- 特に要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。
- 本計画においても、支援を必要とする市民の安全・安心を守り高めることは重要課題であることから、体系中の施策として盛り込み、その進捗を図っていく必要があります。
- 取り組みを進めるうえで、支援を要する市民の状況を的確に把握することは非常に重要であることから、情報の把握・更新等の取り組みを充実していきます。

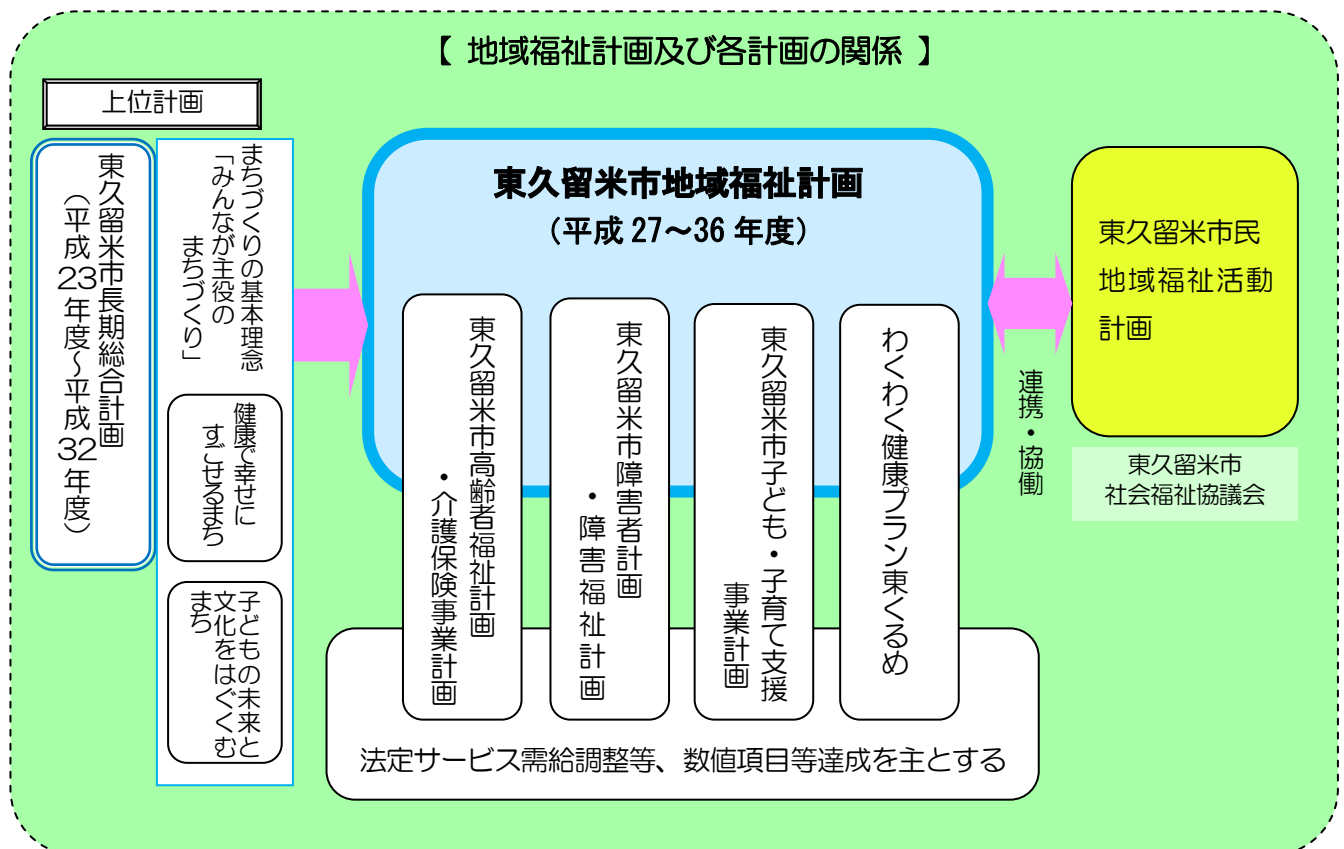
### 《災害対策基本法の平成 25 年改正における災害時要援護者関連のポイント》

- 1 避難行動要支援者名簿の作成、及び作成に際し、必要な個人情報を利用可能とする。
- 2 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供する。
- 3 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できることとする。
- 4 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため、必要な措置を講ずる。



### 第3節 計画の位置づけ・性格

- 本計画は、社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）に基づく行政計画です。本条に則して地域における福祉への関わり、地域課題解決のための取り組み、ならびに市民を含めた多様な支え合いのしくみづくりを市民と行政、事業者、団体が連携・協働のもとに一体となって進めていくものです。
- 本計画は、福祉分野の部門別計画として、地域福祉の観点からすべての市民が生活を支え合えるしくみづくりをめざすものです。
- 本計画は、協働と参加にもとづく地域社会づくりをめざすものです。
- 10 年間の中長期の視点に立った本市の地域福祉分野のあるべき姿を明らかにするとともに、市民主体の福祉活動への支援を重視するものです。



## 第4節 計画の期間と範囲及び構成

### ○ 計画の期間

平成 27（2015）年度～36（2024）年度までの 10 か年とします。

なお、本計画は、保健福祉、まちづくりをはじめとした様々な分野の進捗をふまえつつ、市民と行政との協働を重視した計画であるため、進捗のフォロー、他の計画との整合性に配慮しながら取り組むものとしします。

### ○ 中長期視点で取り組む（取り組みの適正な評価・見直し等を図る）

#### ・施策レベル

重点施策等を設定し、事業メニュー、施策の効果などを検証し、充実を図ります。

#### ・地域レベル（モデル地域／団体の設定）

モデル地域については、地域福祉コーディネーターの創設と兼ね合わせながら検討・選定し、活動の成果を生かして他地区での展開につなげるよう図ります。

#### ・団体組織レベル（モデル施策との整合性）

上記地域福祉コーディネーターの創設及びモデル活動を設定・展開する中で、連携・協働を図る団体・組織については支援方策等の検討を図ります。

#### ・担い手レベル（モデル施策の展開、育成のしくみづくり）

地域福祉コーディネーターをはじめ、本計画での取り組みに関わる人的資源については、担い手を支援する環境づくりもふまえた検討を図ります。

### ○ 視点の広がり（個別福祉課題対応から、地域での生活課題解決へと視点を広げる）

- ・地域ごとの課題や課題に即した対応など、取り組みの特色を的確に把握し、福祉の視点からまちづくり、文化など多様な広がりをもせる市民活動との一体化を図り、活動や人材、ネットワークなどの連携、協働化を進めていくよう、計画の推進に努めます。

### 第3章 基本方針

本計画における基本方針を次の3点とし、今後10年間の取り組みを計画的に進めていくよう、努めます。

#### 第4章 新たな支え合いをめざす ⇒ 地域のコーディネート (めざすもの)

- 地域の福祉資源の発見と新たな役割を担う
- ネットワークからコーディネートへ
  - ・ 地域
  - ・ 団体・活動
  - ・ 市民（ひとづくり、参画型の人材）

相互のつながりを実現するしくみへ

※ 地域福祉コーディネーターを中核とした活動のモデル化、パイロット事業の展開、組み合わせの効果の検証

#### 第5章 地域の福祉課題に対応する ⇒ 自助、地域での互助のしくみの充実 (めざすもの)

- ニーズの発見から対応までの「つながる」しくみ
- 子育て、教育文化
- まちづくり

など

関連部局、社会福祉協議会との横断的な連携

#### 第6章 地域福祉を推進する公助の役割 ⇒ 公的対応、個別支援、地域・団体支援の充実 (めざすもの)

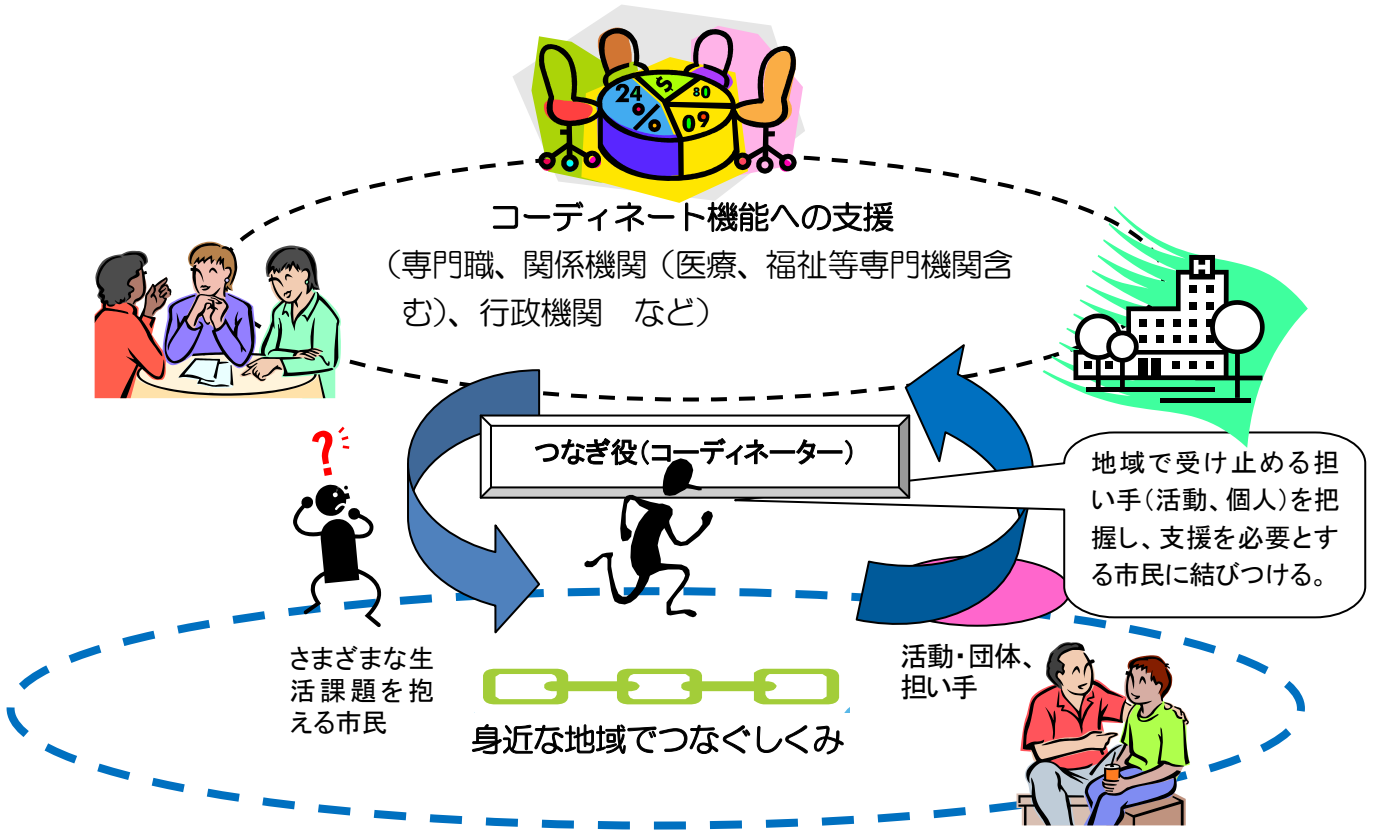
- 制度外ニーズ
- 制度の谷間
- 地域特有のニーズ
- 社会的援護
- 複合化したニーズ など

個別施策の充実、計画的展開

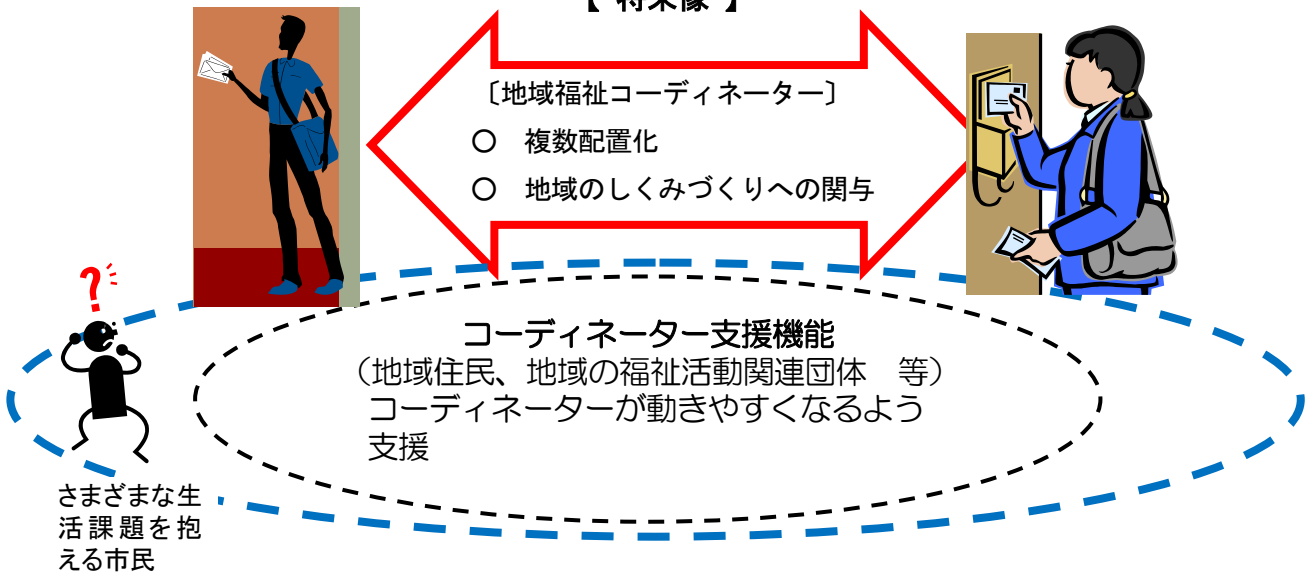
専門的介入、迅速な解決、  
継続支援

第4章 新たな支え合いをめざす ⇒ 地域のコーディネート

【 つながりづくりの展開イメージ ～ 市民、地域、行政・関係機関 ～ 】



【 将来像 】



## 第1節 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり

- ・地域福祉コーディネーターの育成、活動支援
- ・地域・団体・活動・市民（ひとづくり、参画型の人材）相互のつながりを実現するしくみへ

### 1 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成

- 地域での身近な相談支援に対応するとともに、制度やサービスにつないだり、地域の人々や関係機関（民生・児童委員、地域包括支援センター等）との間でのネットワークづくり等、地域を「つなぐ」役割を果たすしくみとして、地区・活動を検討の上、モデル事業として試行、実施を図ります。
- 今後、コーディネーターの役割、機能等、具体的な制度創設に向けた情報収集、事例研究を行い、市内モデル地区等での実施に結び付けていくこととします。

#### 【地域福祉コーディネーター設置の考え方（案）】

〔役割〕：地域福祉コーディネーターの役割を概ね3点に設定します。

- ① 個別支援
- ② 地域支援
  - ・地域の課題を地域住民自身により解決できるよう住民の主体的な取り組みを育成する、など
- ③ しくみづくり
  - ・個別相談の窓口を担うとともに、ニーズ把握を行う
  - ・問題解決のため、「地域とともに考え」、地域の住民がみずから考え解決に関われるよう、働きかけ支援する
  - ・個別の対応に終わらずに組織的な対応を果せるよう、住民組織づくり、既存の様々な地域組織との連携・交流の機会を設けたり、機会の活用を図る

（役割イメージ）①～③の役割を担う人

- ①小地域単位で担当し、②制度の谷間・狭間の課題も含めて、③（個別支援と社会資源をつなぎ、）地域特性に応じた社会資源やサービスの開発を含めた地域支援を行うこととします。

※ ただし、「しくみづくり」については、「個別支援」「地域支援」の蓄積の上で取り組む課題とし、活動の進捗をふまえながら、対応する内容と範囲を定めていくこととします。

#### 〔配置の考え方〕

モデル事業として実施することを念頭に、評価・検証を行い、適切な配置基準を定めていきます。

- 配置については、一次相談窓口や住民の福祉活動など、地域活動の基盤のあるところに配置し、スムーズなモデル事業の展開を図れるよう、検討することとします。

### 〔資格・要件など〕

- 専門機関に適切、迅速につないでいくことになるため、コーディネートに必要な一定のスキル、能力を想定し、福祉関係業務経験者、NPO活動者、社会福祉協議会職員などが望ましいと想定されます。

### 〔「制度の谷間・狭間」への対応〕

地域福祉コーディネーターには、福祉制度の網の目からこぼれ、かつ事態の深刻化を食い止めるための役割が期待されます。

具体的には、引きこもり状態の世帯、ごみが放置されている世帯、DVを受けた母子世帯や子育てできない母子・父子世帯、障害者（児）、認知症高齢者等への支援といった、既存の福祉制度だけでは対応しきれないケース、または既存の公的福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しないようなケースが想定されます。そのほか、次のような市民も「制度の谷間・狭間」にある要援護者と考えられます。

- ア. 必要な経費が負担できないためにサービスの利用を躊躇する人
- イ. 本人の意思で生活保護等公的福祉サービスの適用そのものを拒んだり、外形的な所得判定要因ではとらえられない生活上の課題が生じているケース
- ウ. 公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ家族や友人など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人
- エ. 病気やけが等により、一時的に支援を要する状態にある人

### 〔配置による効果〕

- 地域福祉コーディネーターがつなぐことにより、民生委員等、地域福祉を推進する住民と行政・専門機関との連携がより一層具体化するなどの効果が期待されます。
- 住民側からは、地域福祉コーディネーター配置により相談できる窓口、相談相手の顔が見えるようになった、とする効果。住民に個別支援の過程を見せ、積極的に関与してもらうことで住民による課題解決力向上につながっていくことが期待されます。
- 住民がさまざまな専門機関・支援機関を知ること、専門職と協働して個別支援ができるようになってくる、という効果が期待されます。

### 〔活動指標づくり など〕

- 本市において、コーディネーターとしての機能を発揮するために必要な要件について、モデル事業での試行・検証をふまえて整理・検討し、定着化を図ることが必要です。
  - ① 地域のコーディネーターとして機能できるような育成、定着プログラム
  - ② コーディネートの指標（活動の質と量が分かるデータ化）
  - ③ 各相談窓口、地域ケア会議等地域の第一線での対応事例から持ちあがった課題の持ち込み、検討先 等（コーディネーターを現場で支援できる体制づくり）

## 第2節 地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ

本市においては、活動の方向性のなかに地域との連携や福祉課題への対応を掲げて取り組んでいる事例が注目されています。

地域の福祉課題の解決のためには、市民一人ひとりの取り組みに加え、地域での活動を拠点とした組織的な取り組みが欠かせないことから、計画の推進に向けて協働のきっかけをつくりあげていくことが望まれます。

- |                   |       |            |
|-------------------|-------|------------|
| ① 自治会主導型          | ..... | 氷川台自治会     |
| ② 団地内自治会活動        | ..... | 上の原地区      |
| ③ 障害者自立支援活動       | ..... | NPO法人武蔵野の里 |
| ④ 学校教育機関による地域との連携 | ..... | 自由学園       |

### (各地域活動・拠点の特性を生かした取り組みの充実)

- 地域福祉コーディネーターの配置及び活動の試行に合わせて、各活動の特色を生かしたモデル事業の構想、パイロット事業の展開、組み合わせの効果の検証を検討します。
- また、個別のモデル活動支援から、他地域でも生かすことのできるヒントや活動までのステップ、課題克服のポイントなどを検証・整理し、事例紹介することによって他地域での活動の掘り起こし、啓発・支援につないでいきます。

## 第5章 地域の福祉課題に対応する ⇒ 「自助」、地域での「互助」のしくみの充実

地域における福祉課題解決のため、市民一人ひとりの取り組みである「自助」と、支え合いによる「互助」の取り組みの充実を図るため、きめ細かな視点からの施策を進めていきます。

- 市民が福祉への意識・関心を高めるために重要と考える取り組みとしては、ひとり暮らし高齢者への訪問、福祉について学ぶ・知る機会、福祉施設と地域の住民との交流、福祉サービスや施設へのボランティア、自治会による見守り活動などの福祉活動などがあげられています。

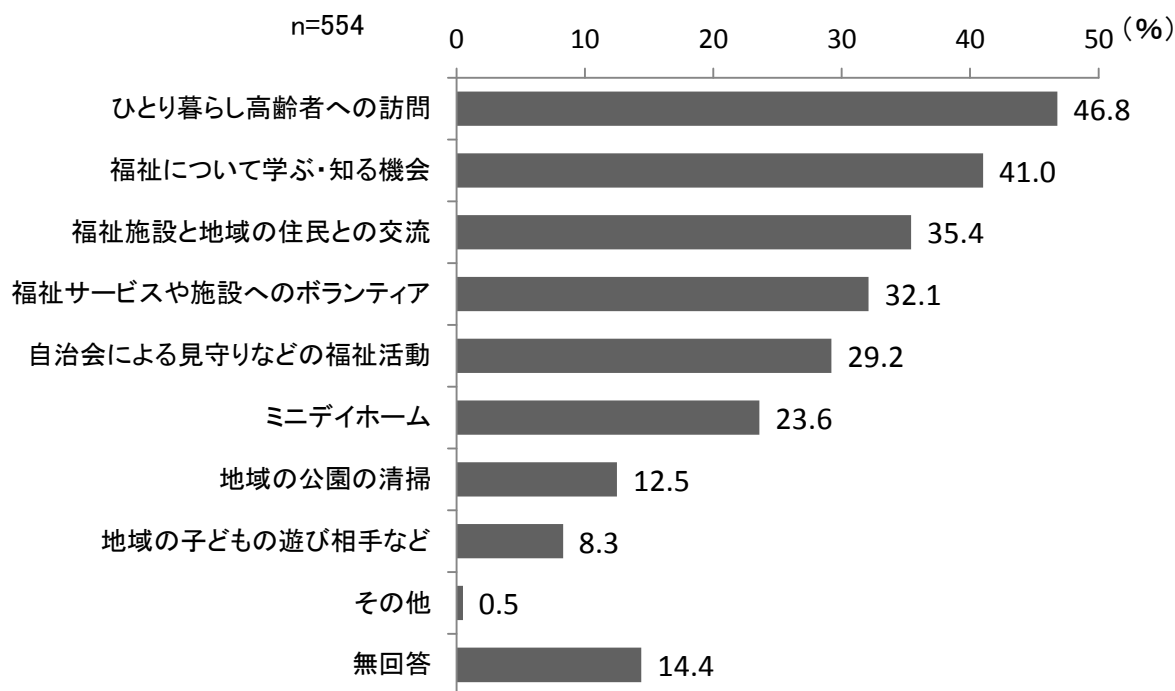
また、地域で共通して浮かび上がる課題としては、次のようなものが想定されます。

- ニーズの発見から対応までの「つながる」しくみ
- 子育て、教育文化
- まちづくり など

### アンケートより

関心や意識を高めるためには「一人暮らし高齢者への訪問」や「福祉について学ぶ・知る機会」、「福祉施設と地域の住民との交流」が必要

【 図表 関心や意識を高めるために重要と考える取り組み（○は3つまで） 】



(出典：東久留米市地域福祉に関するおたずね (平成 26 年 3 月))



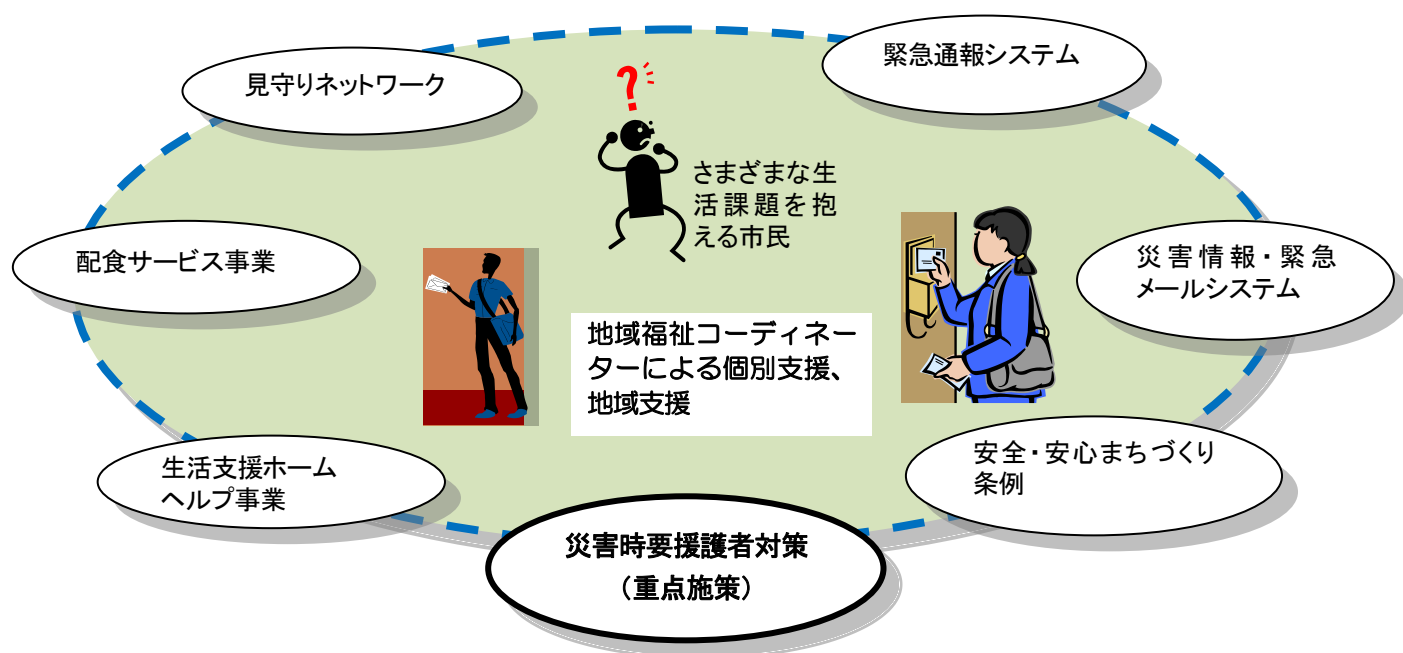
## 第1節 「支援付き地域」づくり

- 地域の福祉課題解決に向けた取り組みを図るためには、それぞれの地域ごとの活動、民生委員やボランティア等、人的資源等と公的サービスとを適切に組み合わせながら、必要とされる方に一体的に提供されるようにすることが必要です。

このためには、個々の課題への対応を通じて地域（住民や団体）で担うこと、行政や専門機関など公的な対応で担うことなどを「しくみ」として定着化させていくことが重要であり、地域福祉コーディネーター等のつなぐ働きの実を充実を図っていきます。

### 【 地域で福祉課題に対応するイメージ 】

～ 様々な支援メニューを地域でつなぐ ～



#### 「支援付き」の地域づくり

(行政、地域住民、地域の福祉活動関連団体 等が連携・協働して課題に対応する...)

## 第6章 地域福祉を推進する公助の役割 ⇒ 公的対応、個別支援、地域・団体支援の充実

地域で生じている福祉課題の中には、自助、互助では対応の難しい、複雑で解決の困難なものがあります。また、公的サービスの谷間にあるニーズなど、専門機関の支援を必要とする課題も想定されることから、市民との協働を通じて、公的な支援や適切なサービス提供等に結びつくよう、施策を充実していく必要があります。

- 制度外ニーズ、谷間に位置する課題の発見、コーディネート（発見から適切なサービス提供へとつなぐしくみ）
- 地域特有のニーズ（個別施策の充実、計画的展開）
- 社会的援護（専門的介入、迅速な解決、関係機関との連携重視）

### 第1節 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備

#### 1 相談窓口、コーディネート機能の強化

支援を必要とする市民に対し、きめ細かな対応が図れるよう、各種相談対応のしくみを充実するとともに、ニーズと提供側とを結びつけるコーディネート機能のより一層の整備充実を進めます。

#### 2 権利擁護体制、サービスの質の確保

福祉にかかるサービスを必要とする市民を中心として、利用にかかる苦情解決への対応、様々な生活困難を防ぐための法律・人権相談といった、いざというときの相談ニーズに的確に対応できる体制のさらなる充実が必要です。

特に介護サービス、障害者の各種サービスの利用を支援していくための日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や、認知症・知的障害等の財産管理・契約等を支援する成年後見制度といった制度の、わかりやすい周知、PRに努めていきます。

また、市は、地域包括支援センターや成年後見推進機関等の関係機関との連携を図り、支援の必要な高齢者等について制度利用の促進に努めていきます。

今後も成年後見制度を利用する方が増加することが予測されます。市民後見人の養成等を図るとともに、成年後見制度の推進機関である東久留米市社会福祉協議会とは、成年後見監督人等の受任に向けた調整を図ります。

## 第2節 利用者への情報提供の充実

(インターネット等情報ツールを活用した個別的な情報提供・相談体制の充実)

- 市民の生活、価値観の多様化により、必要とされる福祉情報についても提供の方法や利用に至るまでの支援など、さらにきめ細かな配慮、工夫が必要とされています。
- 今後は、一方的な情報提供にとどまらず、相談者、情報提供者のコミュニケーションにより有効な相談支援につなげられるよう、インターネット等情報ツールの活用・普及を検討していく必要があります。

## 第3節 在宅療養の推進 ～在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために～

- 日常生活で医療を必要とする市民（高齢者や障害者等）が住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、在宅での療養環境の充実を図る必要があります。そのためには、医療が必要な患者は、質の高い医療や手厚い看護を受け、リハビリが必要な患者は、身近な地域でリハビリを受けられるようにする必要があります。また、退院後の生活を支える在宅医療を充実させ、早期に在宅復帰や社会復帰ができるよう支援する必要があります。このように限られた医療資源を有効に活用していくための取り組みを関係機関と連携して推進していく必要があります。
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関による在宅療養の充実が進む中で、福祉・介護と医療の連携がますます重視されることから、広域での取り組みをふまえ、介護・医療のネットワークづくりを進める必要があります。
- 市民は、近隣・友人等ネットワークを通じて、在宅での医療サービスの利用に関する正しい知識と身近で利用できる機関などの情報を共有し、備えることが求められます。そのためには、市民への医療サービス等に関する情報提供を充実させるとともに、在宅療養の相談機能の充実や適切なサービスの利用方法の普及啓発などの充実が求められます。

## 第4節 生活自立支援施策の充実

本市では、生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を実施します。

任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等については、必須事業を開始した後に検討します。

### 1 自立相談支援事業

自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）の実施にあたっては、生活困窮状態に陥っている可能性のある市民を適切な支援へとつなげることのできるよう、福祉部門をはじめとした庁内関係部局と連絡調整体制を構築し、制度理解さらに課題共有したうえで解決へと導く一歩進んだ連携が

必要になります。また、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給し、早期就労に向けた取り組みをハローワーク等と連携しながら推進していきます。

市民への制度の周知、特に生活困窮状態に陥っている市民の早期把握には地域が重要な役割を果たします。また、生活困窮者が社会的に孤立しないように地域との連携も必要となってきます。そこで、民生委員や自治会等には、制度の周知とともに相談員に対して気軽に相談できるよう、顔が見える関係づくりを推進していきます。

## 2 連携に基づく事業推進の視点

自立相談支援事業を実施するにあたり、庁内連携で生活困窮状態に陥っている可能性のある市民を早期把握する視点として下記が想定されます。

- ・生活保護相談で受給に至らなかった者の把握
- ・民生委員からの相談・把握
- ・税金・保険料・公共料金の滞納状況等からの把握
- ・地域包括支援センター等での把握
- ・保健師等の活動からの把握
- ・各相談窓口からの把握
- ・学校関係の現場からの把握

## 3 人的支援体制の整備

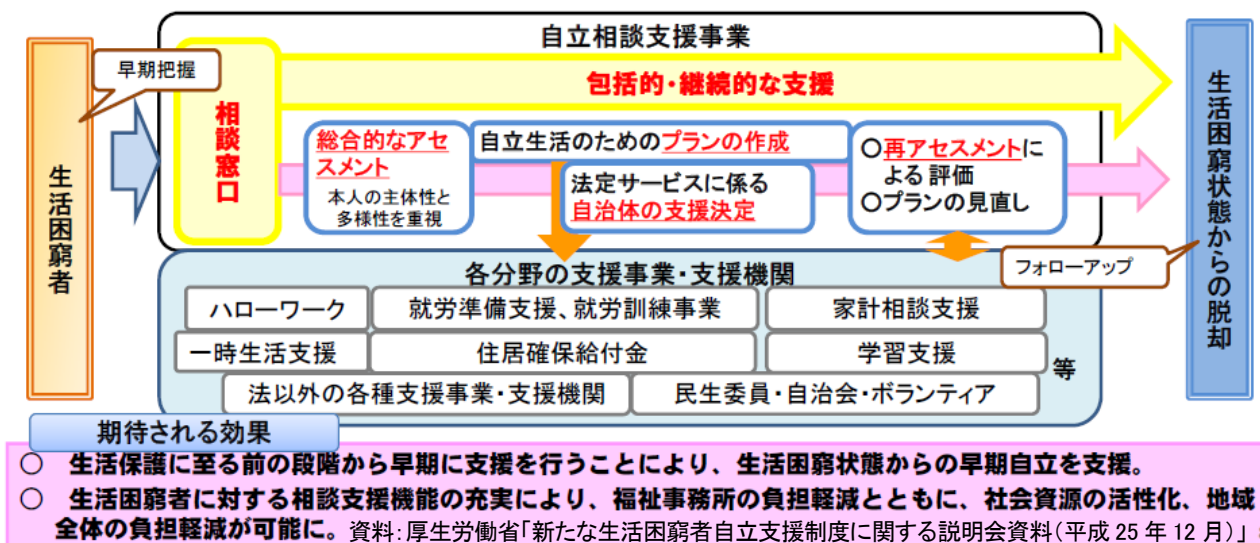
自立相談支援事業の推進体制として主任相談員等の配置並びに就労支援を専門とした就労支援員を配置していきます。

【自立相談支援事業の推進体制(案)】

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成</li> <li>○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援</li> <li>○ 社会資源の開拓・連携</li> </ul>
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者への相談支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメント、プラン作成</li> <li>・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施</li> <li>・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ</li> </ul> </li> </ul>
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者への就労支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークや協力企業などとの連携</li> <li>・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓など</li> </ul> </li> </ul>

#### 4 生活困窮者支援の流れ

【自立支援相談事業（概念図）】



### 第5節 災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進

- 避難支援計画の対象者となる災害時要援護者は、「必要な情報を迅速、かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する市民」とします。

具体的には、下記の市民を想定します。

- ・ 75 歳以上の高齢者
- ・ 寝たきりで自力歩行が困難な者
- ・ 心身等に障害がある者
- ・ その他東久留米市長が必要と認める者

- 災害時要援護者台帳システムの登録者は平成 26 年 7 月末時点で 1,741 人となっています。同システムの登録者情報は随時更新し、継続していきます。

災害対策基本法第49条の10は「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成しておかなければならない」としています。

「避難行動要支援者名簿」を整備した段階で上記「災害時要援護者台帳システムの登録者」との整合・整理を図り、避難行動要支援者本人からの同意を得たうえで、平常時から消防機関や民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供していくこととします。

名簿をもとに、だれがどのように安否を確認し支援をしていくかについては、地域と連携しつつ今後検討を継続し、しくみの構築を図っていきます。

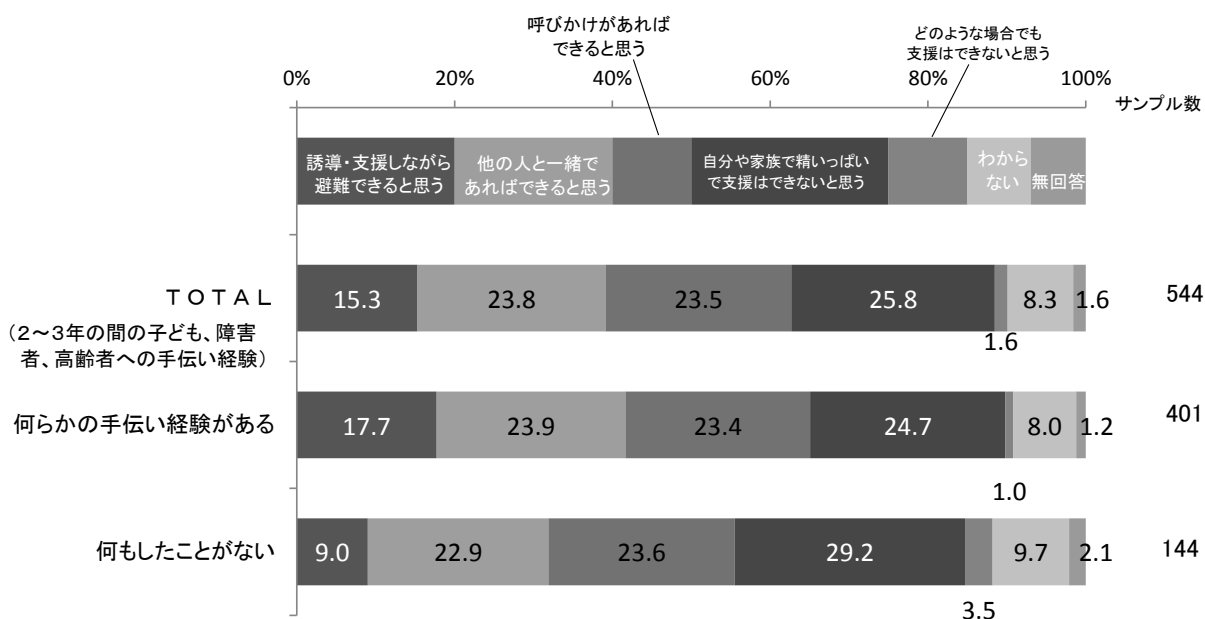
### アンケートより

災害発生時に「誘導・支援しながら避難できる」は2割未満。

他の人と一緒もしくは呼びかけがあればできるが半数近く。

街や近所で手助け経験のある人であれば、「誘導・支援しながら避難できる」割合も高い

【 図表 近所の高齢者や障害者などを誘導しながら避難できるか 】



(出典：東久留米市地域福祉に関するおたずね (平成 26 年 3 月))

## 第6節 参加と交流の促進

### 1 社会参加の促進

すべての市民がそれぞれの能力に応じて社会参加できるよう、引き続き環境整備を図ります。特に就労の促進や市民のライフスタイルに対応した学習活動の機会や場の提供、障害者が自立し、文化的生活を営むための学習活動、さらに条件に応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

### 2 交流の促進

新たな支え合いのしくみをめざすうえで、従来からの当事者同士の交流をはじめ、地域で生活する様々な市民がつながりを体験し、地域からしくみづくりを進められる環境を整備していく必要があります。

世代間交流や各種のジャンルを超えた交流機会を通じて、福祉の観点からの情報発信と新たなつながりづくりを進め、交流機会のコーディネートを図るよう、努めます。

## 第7節 福祉のまちづくりの推進

民間企業等における福祉的配慮の普及徹底を図るため、バリアフリーをめざした「東京都福祉のまちづくり条例」の周知と指導について、引き続き努めていきます。



## 第7章 計画の推進のために

### 第1節 計画の進行管理

(PDCAサイクル(Plan計画-Do実行-Check振り返り-Action行動)の運用及び市民の視点での見直し)

- 本計画の進行管理については、活動・取り組みの実情に即して運用、評価を行うよう、その推進を図ります。
- モデル事業(活動・地域)の立ち上げ、および進捗のフォローを重視し、柔軟で実効性のある計画となるよう、市民の視点を重視した点検・評価を図るとともに、取り組み状況の公表に努めます。

### 第2節 新たな支え合いのしくみづくりの推進

(「新たな支え合いのしくみづくり」への理解・啓発)

- 地域における新たな支え合いのしくみづくりを進めるためには、市民一人ひとりにその意義や必要性を理解していただく取り組みが求められます。  
市はそこで、地域福祉の担い手である民生・児童委員や自治会・町内会をはじめ、医療・介護の専門職、子ども・障害施設関係者、各種団体、ボランティア等々との出会い・話し合いの場づくりを行っていきます。また、住民だけでは解決がむずかしい地域の課題に対し、ともに協働して取り組む地域福祉コーディネーターの存在を浸透させる努力を重ねていきます。

(地域福祉コーディネーターの配置)

- 地域福祉コーディネーターの配置については、想定するモデル地域の実情等を勘案して既存相談窓口等との相乗効果を生み出せるよう、検討を行います。
- 本計画期間10年間の前期3か年において、モデル地域での実践及び評価・検証をふまえながら、地域福祉コーディネーターのさらなる配置について検討を進めていきます。

(地域福祉コーディネーターの活動を支えるしくみの構築)

- 地域における新たな支え合いのしくみづくりは地域社会全体を視野に置くべき施策であることから、庁内関係部局及び社会福祉協議会との連携を図りながら、計画の推進に努めます。
- モデル地域における新たな支え合いのしくみづくり活動をどう展開し、前進させていくかの実践の過程と、それに伴って生じる課題を共有し、コーディネート活動を支援することなどにより、点検・評価(check)と新たな活動(action)へとつないでいきます。社会福祉



審議会には地域福祉コーディネーターとともに課題等を共有し、新たなつながりづくりへの支援の役割を期待します。

- 地域福祉コーディネーターの活動する地域において、住民や専門職等が協力してコーディネーターの活動しやすい環境をつくっていくことが重要です。

将来的には、住民活動が主体となって、地域福祉コーディネーターの活動する地域ごとに、情報収集や課題発見、具体的な対応策を検討し、的確なコーディネートにつなげていくことが望まれます。

また、一定の課題解決がなされたケースには、必要な支援・フォローが住民活動により提供できることが望まれます。

- こうした一連の取り組みが好循環事例としてひろく認知されることは本市全体の地域づくり活動にとってもたいへん有意義であり、有効です。市は、他地域での活動促進に寄与できるよう情報提供に努めていきます。

#### (コーディネートのしくみの連携・協働)

- 地域福祉コーディネーター、生活困窮者自立相談員や、今後設置が予定される介護保険法による生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等とは、支援を必要とする対象者や活動地域、連携先等が重なることも想定されることから、互いの強みを発揮し、連携しながら課題解決に向けて取り組んでいきます。市は、それぞれの取り組みの進捗及び連携のあり方等を確認する機会を設けるなど、事業環境の構築に努めます。

#### (地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターの連携)

- 地域包括支援センターは、高齢者の介護予防、介護の相談窓口、介護の困難な事例への対応などを行う役割があります。

今後、住民の福祉活動との連携が図られることにより、より包括的な支援が発揮されやすくなることが期待できることから、地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターの連携に向けた取り組みを検討し、実践による事例を積み重ねていけるよう、しくみづくりを進めます。

### 第3節 国、東京都等の動向や様々な福祉課題への対応について

- 本計画は、地域福祉の向上の観点から、社会保障関係の各種法律、生活困窮者自立支援対策、難病にかかる医療等施策、子どもの貧困対策等の国及び東京都の動向も視野に入れた取り組みを進める必要があります。

また、先進自治体等の地域福祉推進に向けた取り組み事例などを適宜参考にしながら計画の推進を図っていく必要があります。

なお、今後の社会経済情勢の推移により、雇用や生活面での影響など、地域福祉を取り巻く環境にもさまざまな変化や影響が予想されることから、本計画で掲げる「支え合いのしくみ」が機能するよう、地域の状況把握、市民の声の反映に努めるなど、柔軟かつ計画的な推進を図っていきます。